

千代田町第 9 期 高齢者福祉計画  
及び介護保険事業計画  
【令和 6 ～ 8 年度】



令和 6 年 3 月

千代田町



## はじめに



本町では、第8期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画において、基本理念に「高齢者がいつまでも住み慣れた地域で元気に安心して暮らせる千代田町」を掲げ、高齢者がいきいきと暮らせるまちづくりに取り組んでいます。

令和32年には本町の高齢者人口及び高齢化率がピークとなることが予測され、社会保障費の更なる増加や認知症高齢者の増加、介護サービスを支える担い手の不足、社会構造の変化に伴う高齢者のみ世帯の孤立化などが予想され、これらの高齢者の生活を取り巻く様々な課題の解消に向けて取り組む必要があります。

この度策定しました第9期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画においては、基本理念を「高齢者がいつまでも住み慣れた地域で元気に安心して暮らせる千代田町」とし、第8期計画を踏襲し、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく暮らせるよう地域づくりを進めていきます。

今後も本町の豊かな自然の中で全ての高齢者が生きがいを持ち、様々な場面で活躍されるよう、介護予防と健康づくり、地域包括ケアシステムの深化・推進、介護サービスの基盤整備、高齢者の生きがいづくりを更に展開していくためには、住民・関係機関の皆様との協働、連携が重要であると考えています。今後も一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、御審議いただきました高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査等に御協力いただきました住民の皆様、御協力いただいた関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

令和6年3月

千代田町長 高橋 純一

# 目次

第1章 総論	1
第1節 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景・趣旨	1
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	5
4 計画策定の体制	5
第2節 高齢者を取り巻く状況	6
1 人口推移	6
2 アンケート調査結果にみる高齢者の生活状況	13
3 高齢者を取り巻く状況・課題	26
第3節 計画の基本的な考え方	27
1 基本理念	27
2 基本目標	28
3 日常生活圏域の設定	29
4 施策の体系	30
第2章 高齢者支援施策の推進	31
基本目標1 介護予防と健康づくりの一体的な推進	31
施策1 介護予防と健康づくりの一体的な推進	32
施策2 生活体制整備と生活支援サービスの推進	33
施策3 社会参加の促進	36
基本目標2 地域包括ケアシステムの深化・推進	40
施策1 地域包括支援センターの機能強化	41
施策2 認知症施策推進基本計画と介護・医療連携の推進	43
施策3 高齢者を支える地域体制の推進	45
施策4 高齢者を守る地域づくりの推進	47
基本目標3 介護保険サービスの充実と制度の円滑な運営	51
施策1 介護保険制度の円滑な運営	51
施策2 介護保険サービス量の見込みと介護保険料の設定	52
第3章 計画の推進	74
1 各種関係機関との連携	74
2 地域との連携	74
3 計画の進行管理	74
資料編	76

---

# 第1章 総論

---

## 第1節 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の背景・趣旨

#### (1) 計画策定の背景・趣旨

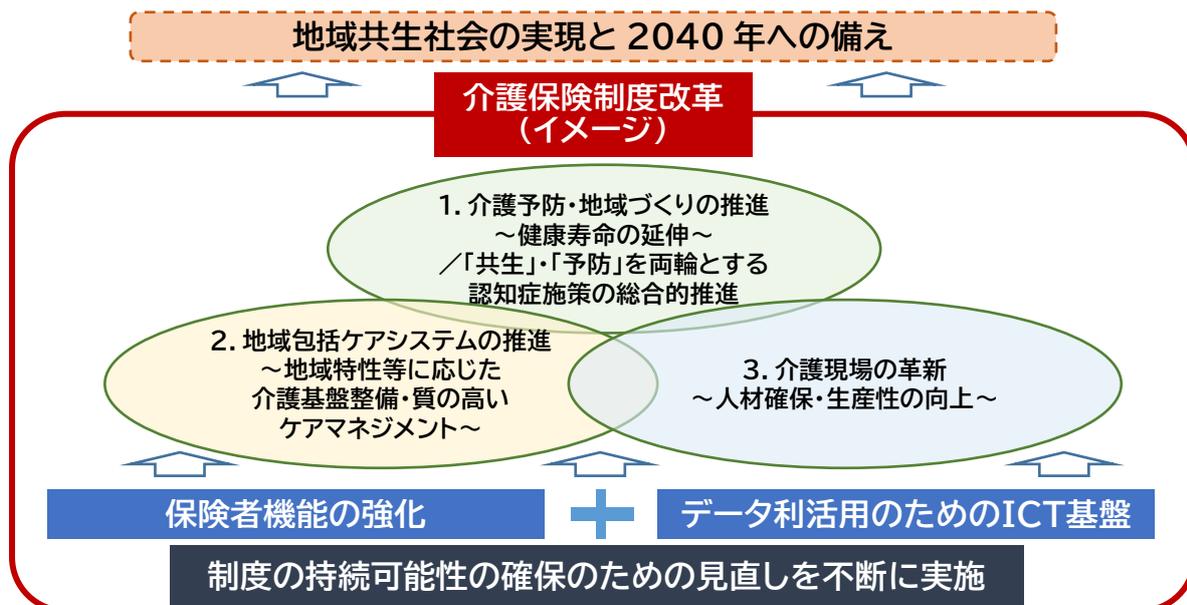
我が国の65歳以上人口は令和4年10月1日時点で3,624万人となり、高齢化率は29.0%（総務省）と年々上昇しています。高齢化が進行する中、高齢者のうち75歳以上が53.2%（1,928万人）を占め、75歳以上の後期高齢者が65～74歳の前期高齢者を上回っています。

人口減少の中、高齢者人口は増加が見込まれ、ピーク時（令和25年）は3,953万人と推計されています。後期高齢者の増加が見込れることから、加齢による虚弱や認知症等により介護が必要な高齢者の増加が見込まれます。

本計画期間中に団塊の世代が後期高齢者となる令和7年（2025年）を迎えます。その後の中長期的な視点を持ち、団塊世代の子世代が高齢期を迎え、現役世代が大幅に減少する令和22年（2040年）を念頭にした取組、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えることが重要となっています。

平成29年に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、地域包括ケアシステムを深化・推進し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることが求められています。

令和7（2025）年の後、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年、令和32（2050）年を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据え、高齢者福祉施策全般の推進と介護保険事業の円滑な実施を図ることを趣旨として、「千代田町第9期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。



出典：厚生労働省社会保障審議会資料

## (2) 国の基本指針について

介護保険法において、厚生労働大臣は「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下、「基本指針」という。)を定めることとされており、市町村は、基本指針をもとに市町村介護保険事業計画を定めることとなります。第9期計画策定における国の基本指針は以下のように示されています。

項目	内容
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次期計画期間中には、団塊の世代が全員 75 歳以上となる 2025 年を迎えることになる。</li> <li>・また、高齢者人口がピークを迎える 2040 年を見通すと、85 歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。</li> <li>・さらに、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標の優先順位を検討した上で、介護保険事業(支援)計画に定めることが重要となる。</li> </ul>

項目	内容
介護サービス基盤の計画的な整備	<p>①地域の実情に応じたサービス基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していくことが必要</li> <li>・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要</li> <li>・中長期的なサービス需要の見込みを、サービス提供事業者を含め地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要</li> </ul> <p>②在宅サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及</li> <li>・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの設備を推進することの重要性</li> <li>・居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実</li> </ul>
地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組	<p>①地域共生社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進</li> <li>・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待</li> <li>・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要</li> </ul> <p>②デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備</p> <p>③保険者機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化</li> </ul>
地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施</li> <li>・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用</li> <li>・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進</li> </ul>

出典：厚労省資料よりまとめ

## 2 計画の位置づけ

### (1) 法令の根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定による「市町村老人福祉計画」と介護保険法第117条の規定による「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定した計画です。

国の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき策定するものです。

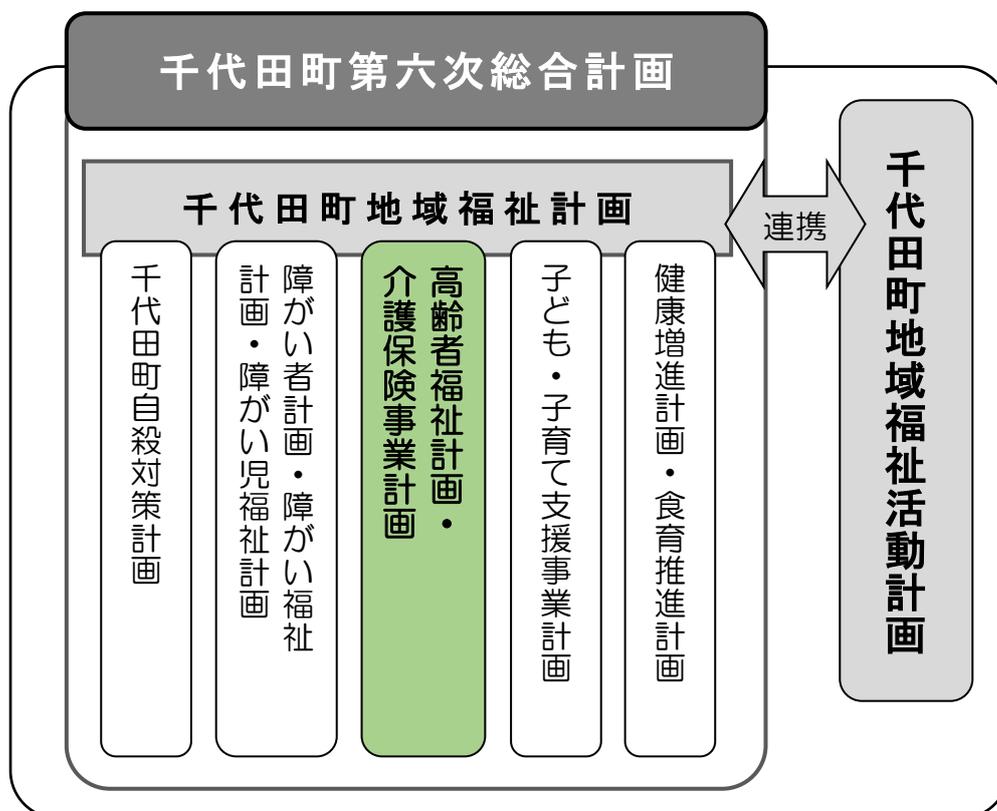
介護保険法第117条第2項第3号及び第4号の規定による「市町村介護給付適正化計画」を内包するものです。

### (2) 他計画との関係

本計画は、本町のまちづくりの基本計画である「千代田町第六次総合計画」及び「千代田町第2期地域福祉計画」を上位計画とし、高齢者福祉施策と介護保険事業を一体的に推進するための計画です。

また、「千代田町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」など、本町の関連諸計画や、県の関連計画との整合を図りつつ策定しています。

#### ■ 計画の位置づけ

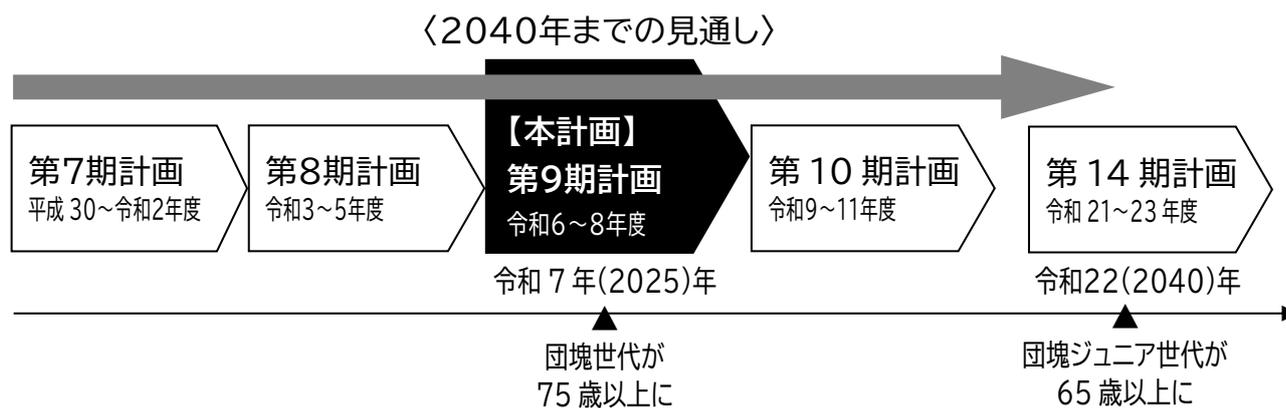


### 3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

なお、団塊ジュニア世代が65歳以上に到達する令和22(2040)年の将来像を見据えて策定し、計画期間3年目の令和8年度に計画の評価・検証を実施し、必要な見直しを行います。

#### ■ 計画期間



2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2027年度 (R9年度)	2028年度 (R10年度)	2029年度 (R11年度)
第六次千代田町総合計画							第七次 計画
第2期地域福祉計画 地域福祉活動計画			第3期計画				
第8期高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画		第9期高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画			第10期計画		
第4期障がい者計画				第5期計画			
第6期障がい福祉計画・ 第2期障がい児福祉計画		第7期計画・ 第3期計画			第8期計画・ 第4期計画		
第2期健康増進計画・食育推進計画				第3期計画			

### 4 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、医療、高齢者福祉、保健・福祉関係団体、介護保険サービス事業者、町議会、有識者等を構成メンバーとする「千代田町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」において、検討を経て策定します。

また、策定にあたっては、65歳以上の住民を対象に実施したアンケート調査やパブリックコメントの実施等を通じ、ニーズの把握、意見の収集に努めました。

## 第2節 高齢者を取り巻く状況

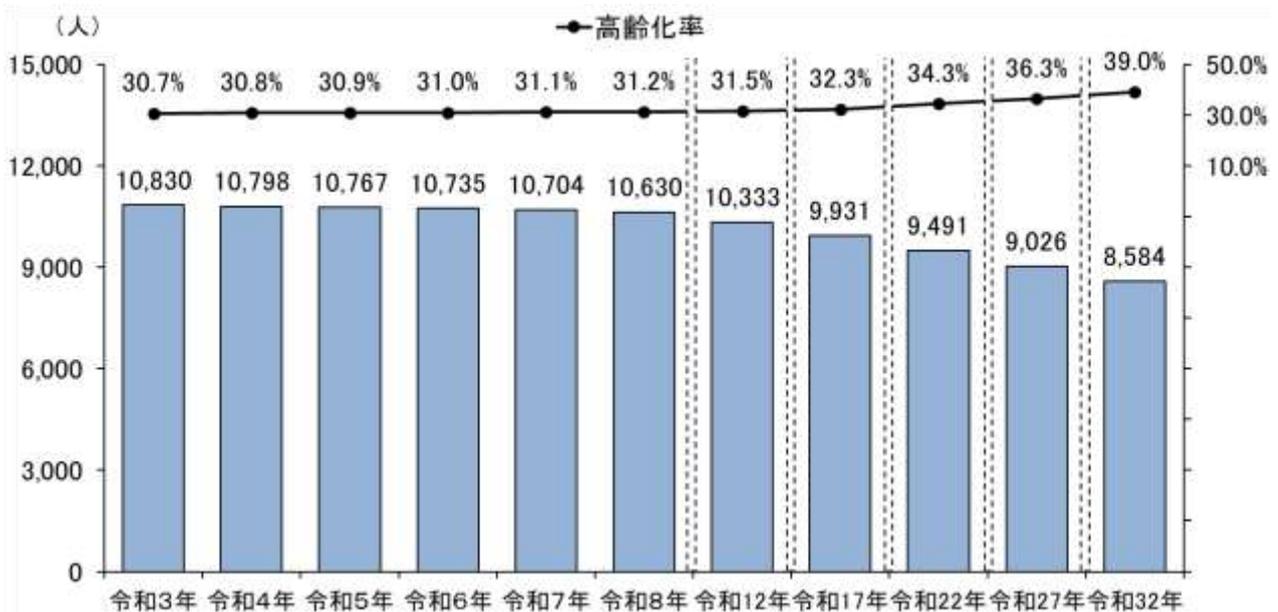
### 1 人口推移

#### (1) 総人口・世帯構成の推移

##### ① 総人口の推移・推計

令和5年の総人口は10,767人となっています。第9期計画期間の総人口は、令和6年の10,735人から令和8年にかけて微減し、10,630人になる見込みとなっており、令和17年には10,000人を下回り、令和22年は9,491人、令和32年は8,584人になると推計されます。

##### ■ 総人口の推移・推計



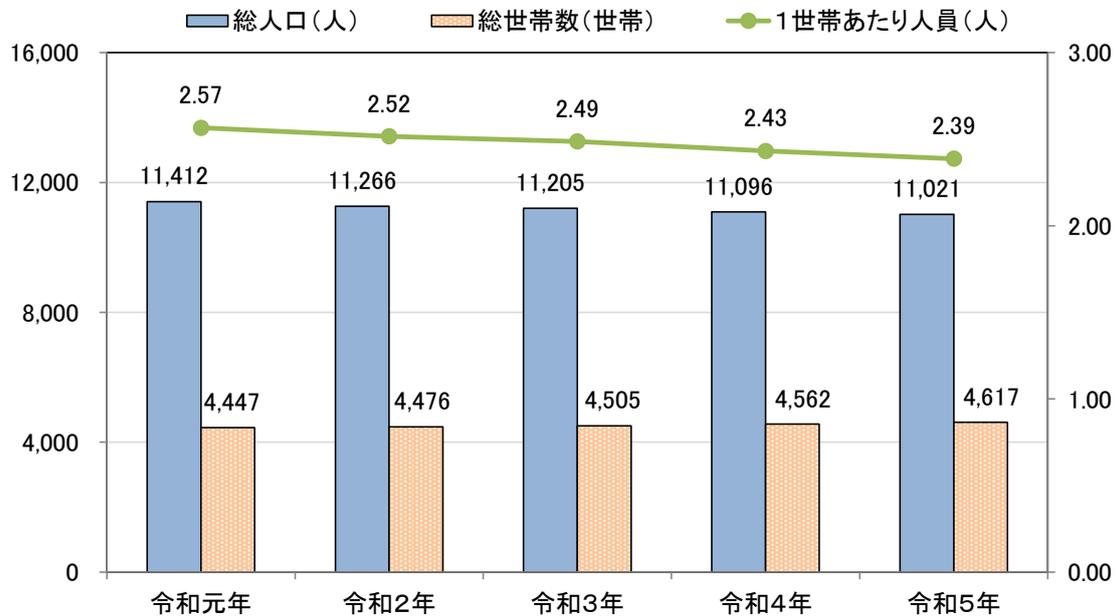
出典：国勢調査人口による推計・見える化システム

## ②世帯数の推移・推計

総人口は微減していますが、総世帯数は微増しており、令和5年は4,617世帯となっています。1世帯あたり人員は減少しており、令和5年は2.39人となっています。

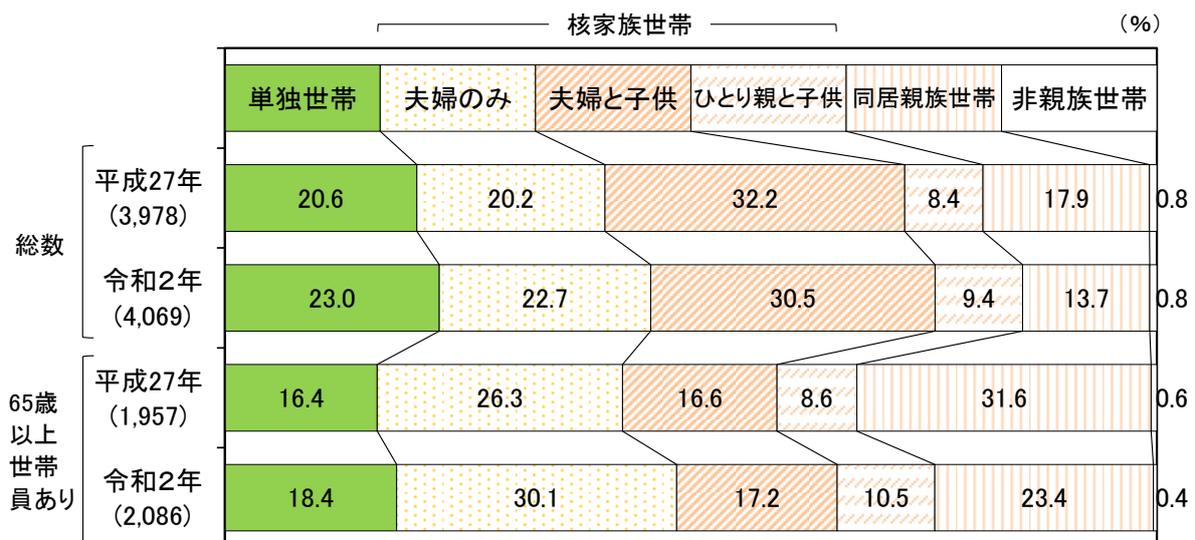
世帯構成では、同居親族世帯が減少し、単独世帯や核家族世帯が増加しています。

### ■ 総人口・総世帯数・世帯人員の推移



出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」(各年1月1日現在)

### ■ 世帯構成の推移

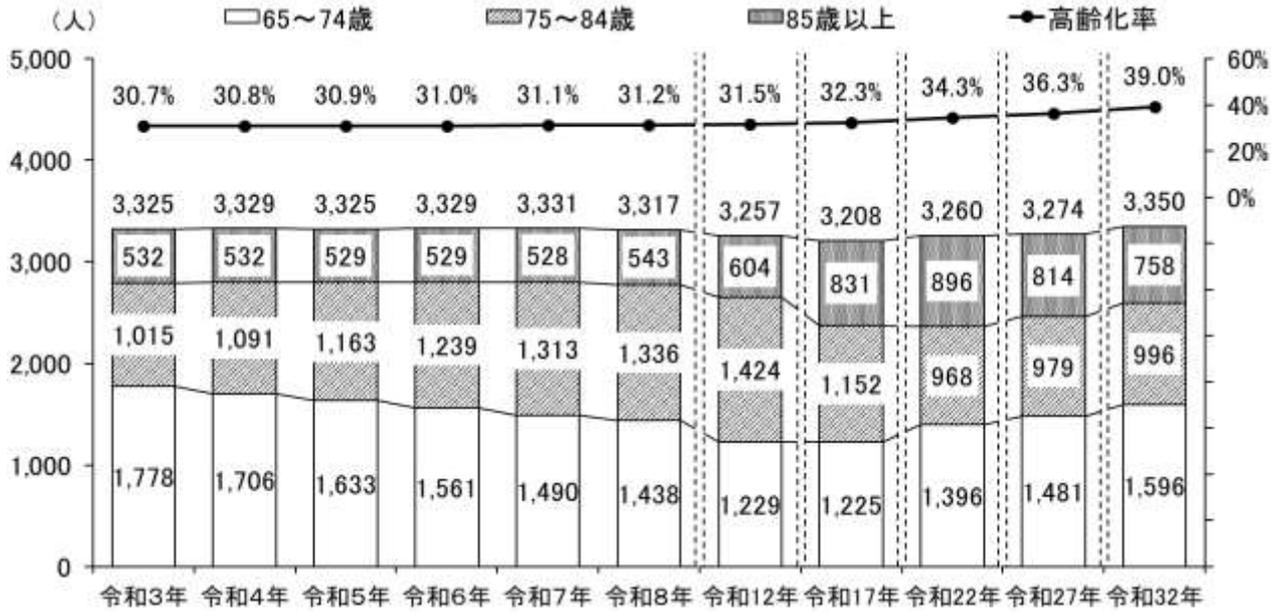


出典：国勢調査

### ③高齢者人口の推移・推計

令和5年の65歳以上の人口は3,325人となっています。第9期計画期間の65歳以上の人口は3,300人台、令和12年以降3,200人台、令和32年には3,350人となる見込みです。高齢化率は増加傾向で、令和6年から令和8年は31%台、令和17年には32%を超え、令和32年には39.0%になると見込まれます。

■ 年齢区分別高齢者人口の推移・推計



出典：国勢調査人口による推計・見える化システム

## (2)介護保険の状況

### ①要支援・要介護認定者数の推移・推計

計画期間の要支援・要介護認定者数は、令和6年から8年まで510人台で微増し、令和12年以降減少に転じ、令和22年には516人、令和32年には500人になると見込まれます。

#### ■ 要支援・要介護認定者数の推移・推計

(人)

	実績			推計								
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年	
要支援1	34	41	37	42	42	42	45	43	42	41	40	
要支援2	50	44	44	41	42	41	42	41	40	41	41	
要介護1	98	94	94	92	94	94	101	98	93	92	92	
要介護2	85	99	112	108	106	109	115	114	109	107	103	
要介護3	100	103	94	90	90	91	96	94	90	90	89	
要介護4	73	82	88	86	86	87	95	91	88	86	84	
要介護5	56	48	46	54	55	53	57	56	54	52	51	
合計	496	511	515	513	515	517	551	537	516	509	500	

出典：令和3～5年は介護保険事業状況報告(9月末現在)、令和6年以降は見える化システム

### ②介護保険サービス利用状況

要支援・要介護認定を受けて介護保険サービスを利用している人は、令和4年度で居宅介護サービス利用者が月平均291人、地域密着型サービスが月平均9人、施設介護サービスが月平均92人で、受給率は79.8%となっています。令和4年度は居宅介護サービス利用者が増えています。

#### ■ 介護保険サービス利用者数(月平均)の推移

(人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
居宅介護サービス	244	250	242	250	279	291
地域密着型サービス	18	15	16	13	9	9
施設介護サービス	100	117	119	113	104	92
合計	362	382	377	376	392	392
受給率	74.3%	81.8%	81.1%	80.2%	79.7%	79.8%
認定者数	487	467	465	469	492	491

出典：介護保険事業状況報告月報

### ③介護予防サービスの利用・給付状況

介護予防サービスの利用状況では、介護予防訪問看護や介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、介護予防支援で利用者が増加しています。

#### ■ 介護予防サービスの利用状況

(人/年、円/年)

種類	人数		給付費	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
<b>介護予防サービス</b>				
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	64	102	1,834,014	2,507,325
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	33	39	411,015	286,197
介護予防通所リハビリテーション	21	43	815,133	1,544,873
介護予防短期入所生活介護	12	1	302,328	17,703
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	265	317	2,027,985	2,444,894
特定介護予防福祉用具販売	2	3	33,264	40,086
介護予防住宅改修	5	4	646,260	336,896
介護予防特定施設入居者生活介護	12	12	740,832	731,052
介護予防支援	345	415	1,555,563	1,889,050
<b>地域密着型介護予防サービス</b>				
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0

出典:令和3年度は介護保険事業状況報告年報、令和4年度は月報を累計して作成

#### ④介護サービスの利用・給付状況

介護サービスの利用状況では、居宅介護サービスは訪問介護や訪問看護、通所介護、地域密着型サービスは認知症対応型共同生活介護でそれぞれ利用者が増加しています。

##### ■ 介護サービスの利用状況

(人/年、円/年)

種類	人数		給付費	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
<b>居宅介護サービス</b>				
訪問介護	592	702	24,999,661	25,714,417
訪問入浴介護	32	46	1,923,213	2,670,782
訪問看護	242	378	11,546,623	17,733,527
訪問リハビリテーション	22	22	551,596	770,870
居宅療養管理指導	319	383	3,229,124	3,981,063
通所介護	1,811	1,902	198,532,195	212,839,294
通所リハビリテーション	197	180	15,024,613	15,006,346
短期入所生活介護	497	545	79,608,173	90,271,025
短期入所療養介護(老健)	5	1	1,078,233	34,696
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0
福祉用具貸与	1,533	1,578	21,942,927	21,855,534
特定福祉用具販売	16	24	334,530	638,463
住宅改修	14	23	1,651,300	2,249,111
特定施設入居者生活介護	50	44	9,228,760	8,741,344
居宅介護支援	2,825	3,028	35,922,537	38,654,025
<b>地域密着型サービス</b>				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
地域密着型通所介護	45	26	5,149,643	1,673,352
認知症対応型通所介護	6	0	1,246,918	0
小規模多機能型居宅介護	1	1	229,671	0
認知症対応型共同生活介護	45	70	12,081,691	19,014,264
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	11	12	3,283,390	3,853,608
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
<b>施設サービス</b>				
介護老人福祉施設	947	880	240,309,671	235,897,950
介護老人保健施設	230	202	62,749,973	56,106,071
介護療養型医療施設	95	66	32,562,423	21,943,956
介護医療院	12	13	4,506,216	4,662,372

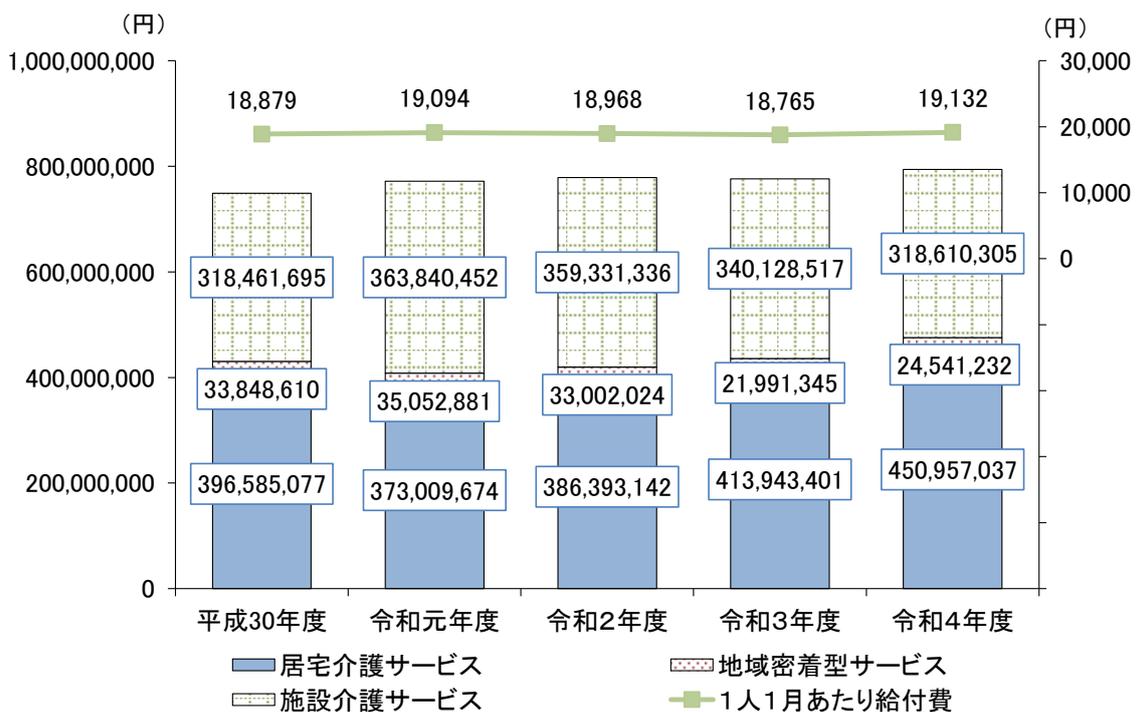
出典：令和3年度は介護保険事業状況報告年報、令和4年度は月報を累計して作成

### ⑤介護保険給付費の推移

介護保険サービス給付費は、令和4年度で居宅介護サービスが約4億5千万円、地域密着型サービスが約2千5百万円、施設介護サービスが約3億2千万円で、合計で約7億9千万円となっています。

第1号被保険者1人1月あたり給付額は、19,000円前後で推移し、令和4年度は19,132円となっています。

#### ■ 介護保険給付費の推移



出典：介護保険事業状況報告年報、令和4年度は月報を累計して作成

## 2 アンケート調査結果にみる高齢者の生活状況

本計画の策定にあたり、高齢者の方の生活実態や要望、課題等を把握するための基礎資料とすることを目的にアンケート調査を実施しました。

### ■ 調査の概要

調査方法：郵送により配布・回収

調査時期：令和5年9月13～25日

	介護予防・日常生活ニーズ調査	在宅介護実態調査
調査対象	要支援認定者、認定を受けていない高齢者	要介護認定を受けて自宅で生活している高齢者
配布数	1,500 件	200 件
回収数	997 件	133 件
回収率	66.5%	66.5%

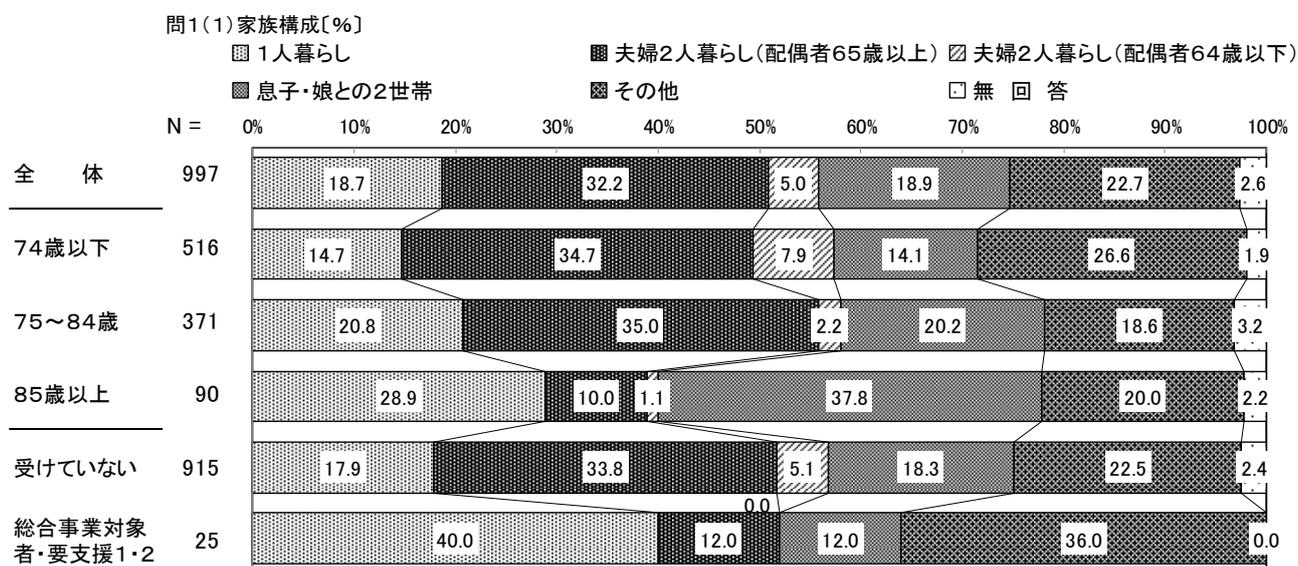
### (1) 介護予防・日常生活ニーズ調査結果

#### ① 家族構成

「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」が32.2%(前回31.3%)と多く、「その他」が22.7%(前回20.5%)、「息子・娘との2世帯」が18.9%(前回18.3%)、「1人暮らし」が18.7%(前回17.6%)と続いています。

総合事業対象者・要支援1・2では、「1人暮らし」が40.0%(前回46.7%)、「その他」が36.0%(前回15.6%)とそれぞれ多く、前回より「その他」が20.4ポイント多くなっています。

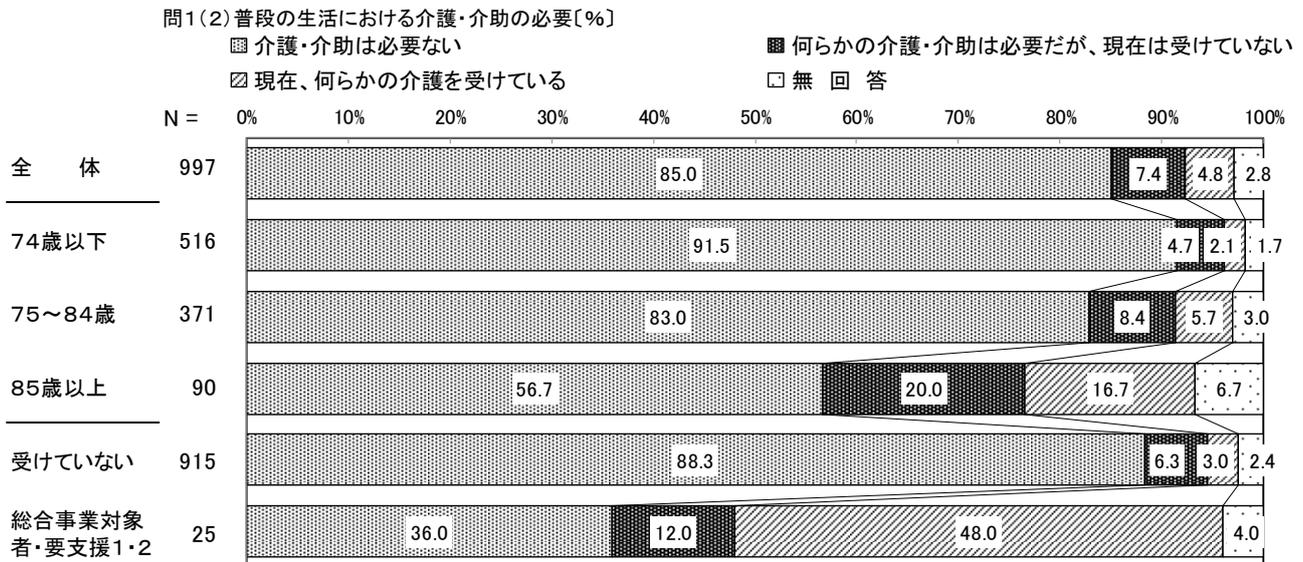
(※構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100とならない場合があります。文中の前回調査とは、令和2年度に実施した介護予防・日常生活ニーズ調査、在宅介護実態調査のことをさします。)



## ②介護・介助の状況

「介護・介助は必要ない」が85.0%(前回82.3%)となっています。

総合事業対象者・要支援1・2では、「現在、何らかの介護を受けている」が48.0%(前回60.0%)と多く、「介護・介助は必要ない」が36.0%(前回15.6%)です。前回より「現在、何らかの介護を受けている」が12.0ポイント少なく、「介護・介助は必要ない」が20.4ポイント多くなっています。

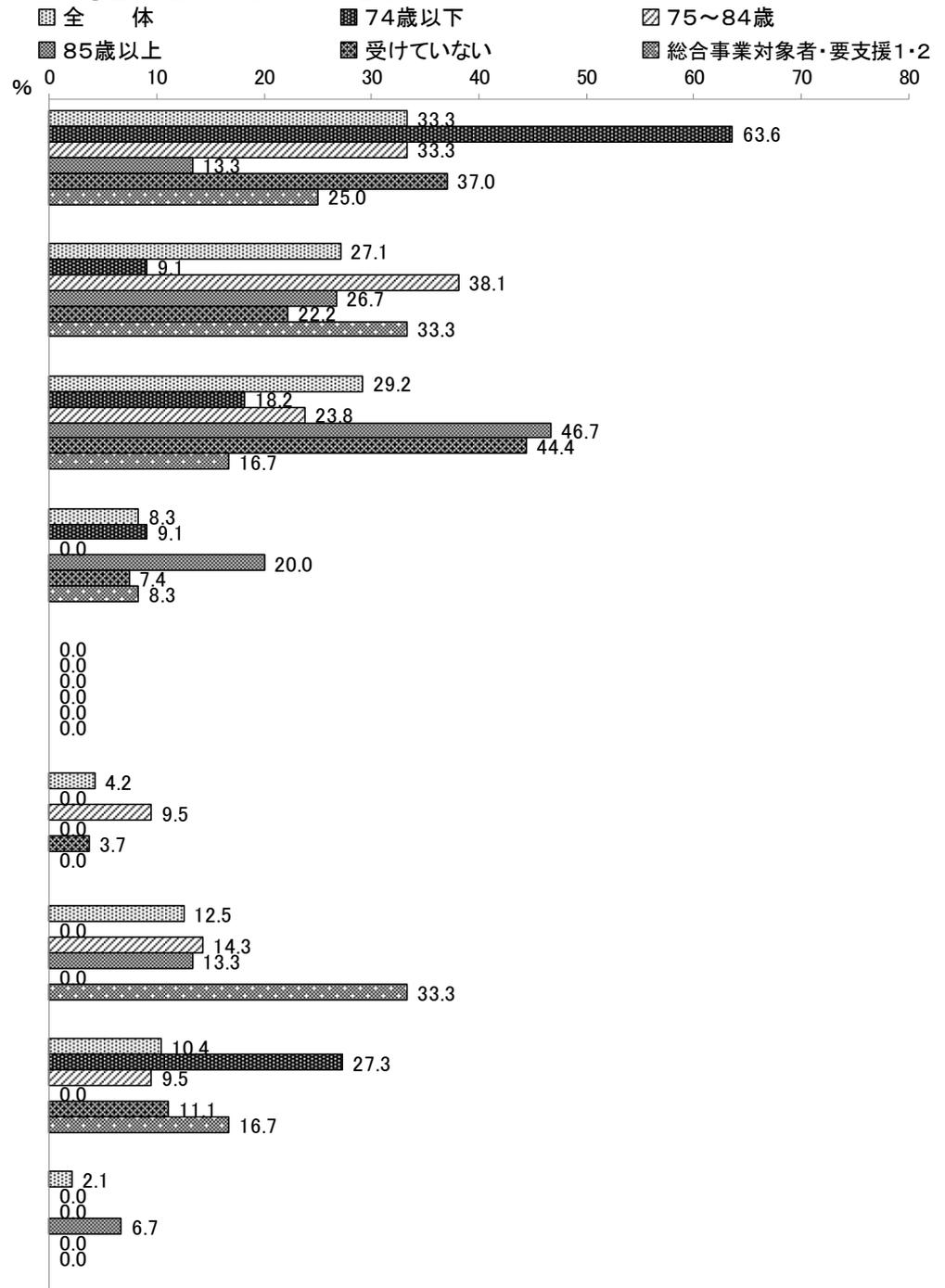


主な介護者は、「配偶者(夫・妻)」が33.3%(前回19.4%)と多く、「娘」が29.2%(前回29.9%)、「息子」が27.1%(前回29.9%)、「介護サービスのヘルパー」が12.5%(前回22.4%)、「その他」が10.4%(前回17.9%)と続いています。前回より「配偶者(夫・妻)」が13.9ポイント多くなっています。

総合事業対象者・要支援1・2では、「介護サービスのヘルパー」が33.3%(前回51.9%)と多いですが、前回より18.6ポイント少なくなっています。

N = 48

問1(2)①主な介護・介助者[%・複数回答]

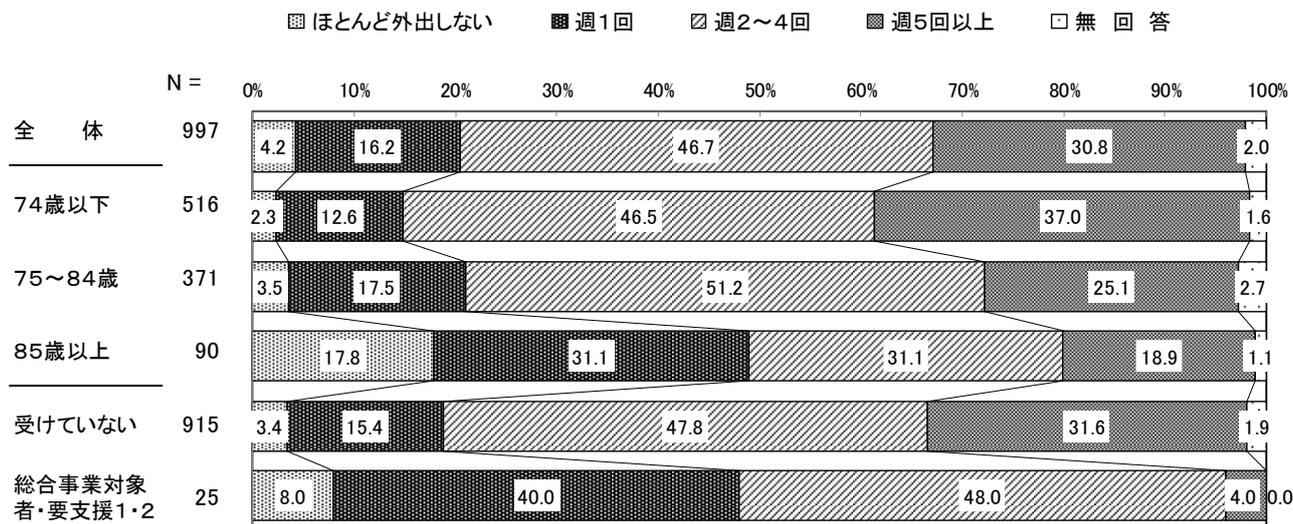


### ③外出の状況

「週2～4回」が46.7%（前回48.7%）と多く、「週5回以上」が30.8%（前回27.9%）、「週1回」が16.2%（前回14.9%）と続いています。

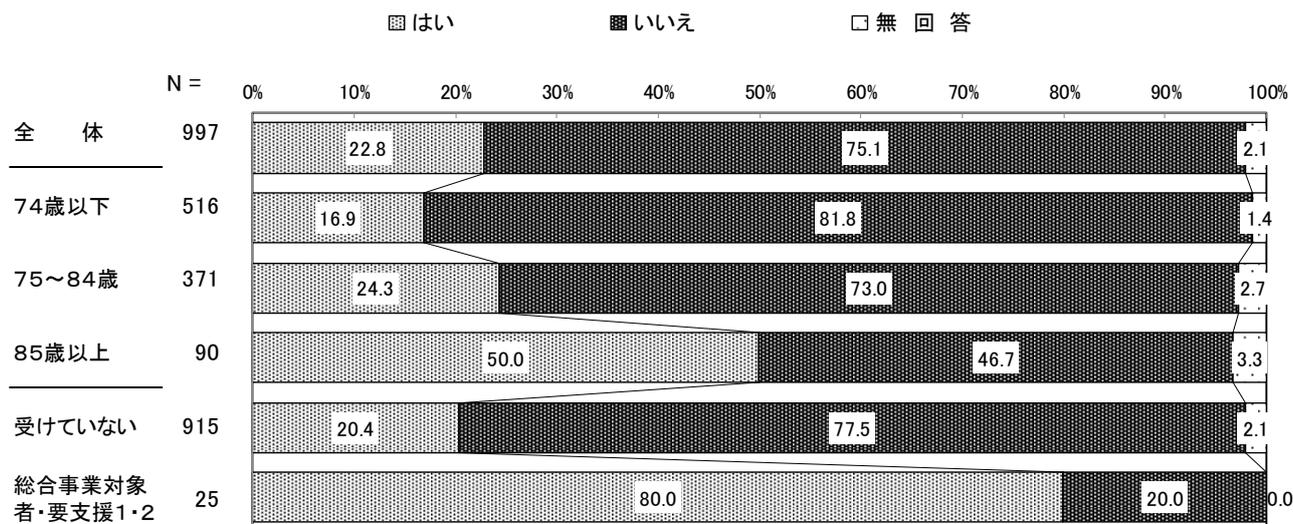
総合事業対象者・要支援1・2では、「週5回以上」が4.0%（前回0.0%）と少なく、「週1回」が40.0%（前回33.3%）と多くなっています。

問2(6)週に1回以上は外出している[%]



外出を控えている人は22.8%（前回44.5%）と前回より21.7ポイント少なくなっています。総合事業対象者・要支援1・2では、80.0%（前回75.6%）と多くみられます。外出を控えている理由では、「足腰などの痛み」が46.3%（前回26.4%）と多く、前回と比べても19.9ポイント多くなっています。

問2(8)外出を控えている[%]

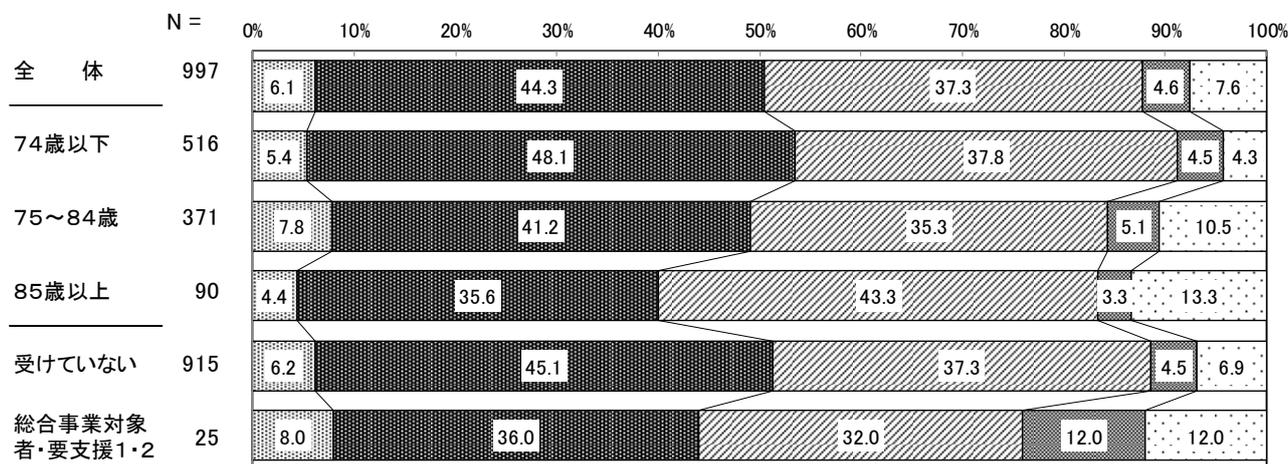


#### ④地域の活動への参加

「参加してもよい」が44.3%（前回45.2%）と多く、「参加したくない」が37.3%（前回35.4%）と続いています。

問5(2)地域のグループ活動の参加意向[%]

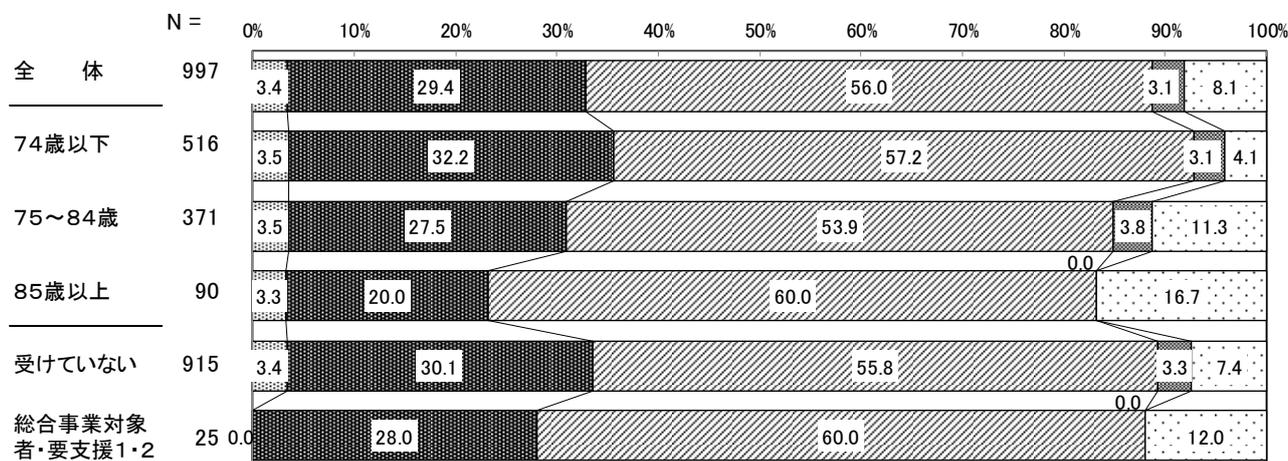
■是非参加したい ■参加してもよい ■参加したくない ■既に参加している □無回答



企画・運営（お世話役）では、「参加したくない」が56.0%（前回53.9%）と多く、「参加してもよい」が29.4%（前回31.4%）となっています。

問5(3)地域のグループ活動の企画・運営での参加意向[%]

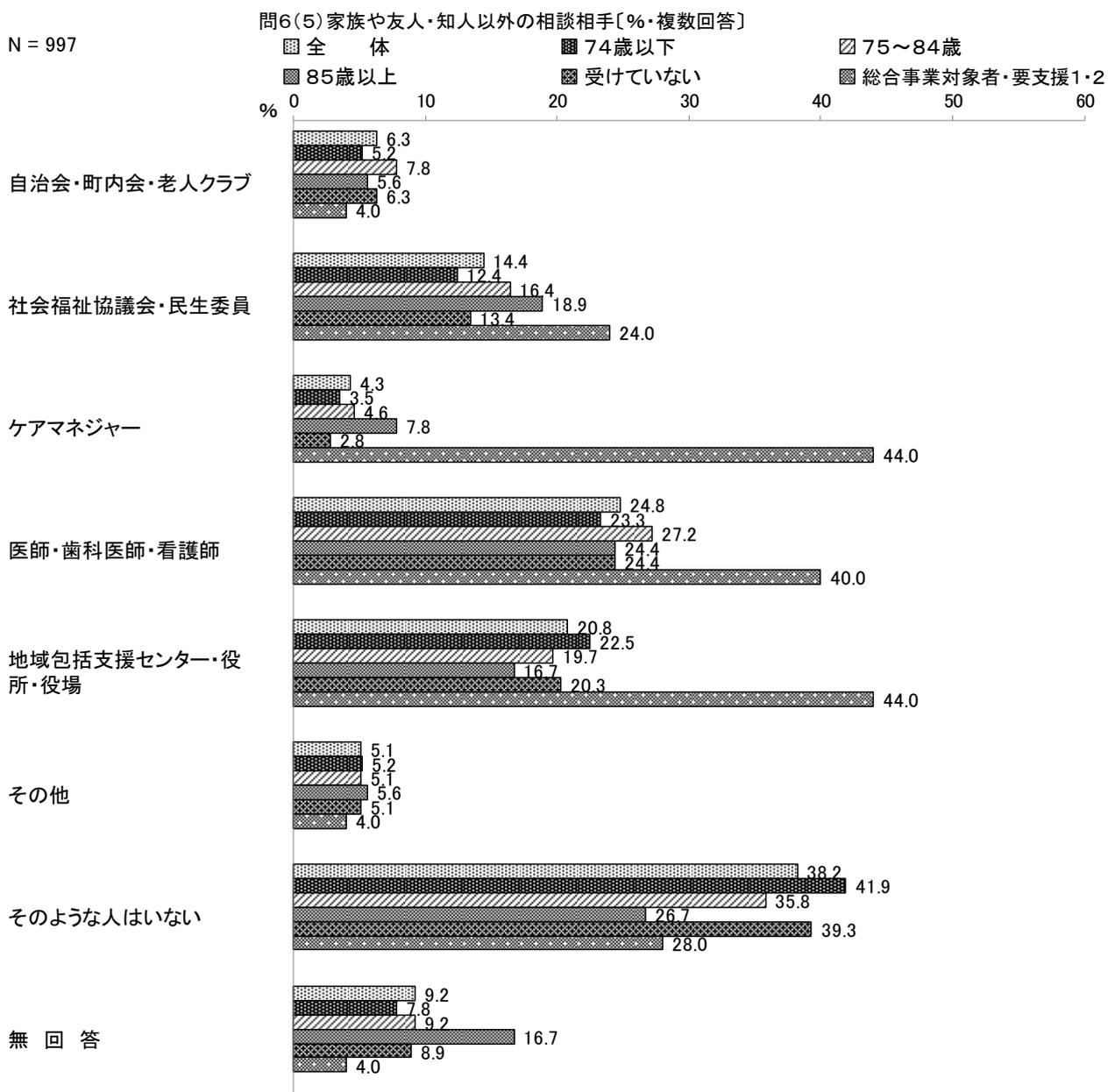
■是非参加したい ■参加してもよい ■参加したくない ■既に参加している □無回答



⑤家族や友人・知人以外の相談相手

「そのような人はいない」が38.2%(前回32.8%)と多く、「医師・歯科医師・看護師」が24.8%(前回26.7%)、「地域包括支援センター・役所・役場」が20.8%(前回22.4%)、「社会福祉協議会・民生委員」が14.4%(前回17.3%)と続いています。

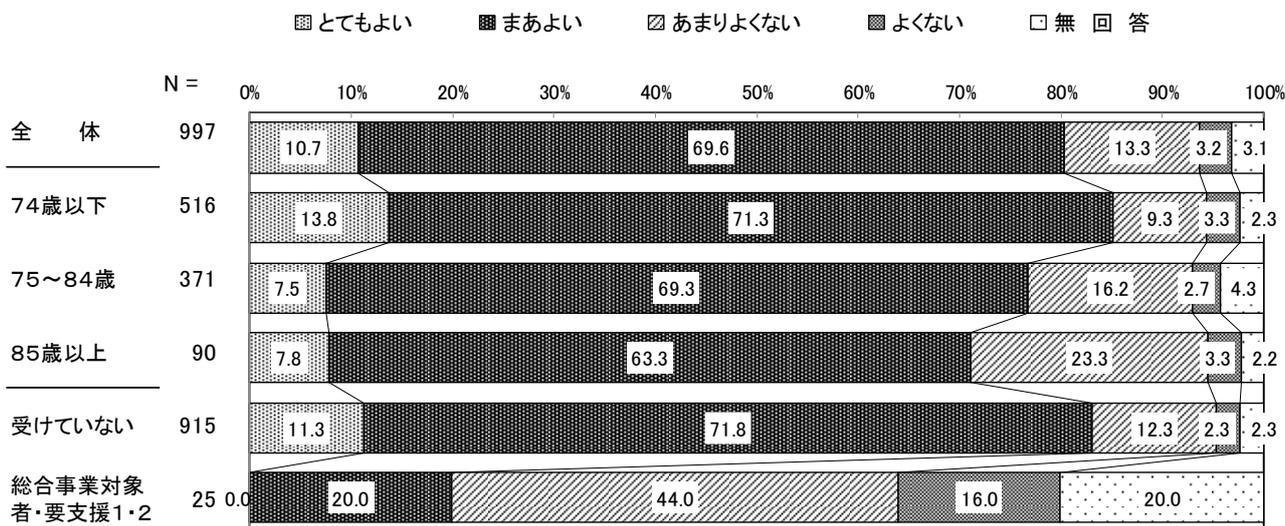
総合事業対象者・要支援1・2では、「そのような人はいない」が28.0%(前回8.9%)と少なく、「ケアマネジャー」と「地域包括支援センター・役所・役場」がともに44.0%(前回51.1%、15.6%)、「医師・歯科医師・看護師」が40.0%(前回37.8%)、「社会福祉協議会・民生委員」が24.0%(前回24.4%)とそれぞれ多いです。前回より、「そのような人はいない」が19.1ポイント、「地域包括支援センター・役所・役場」が28.4ポイントそれぞれ多くなっています。



## ⑥心身の健康状態

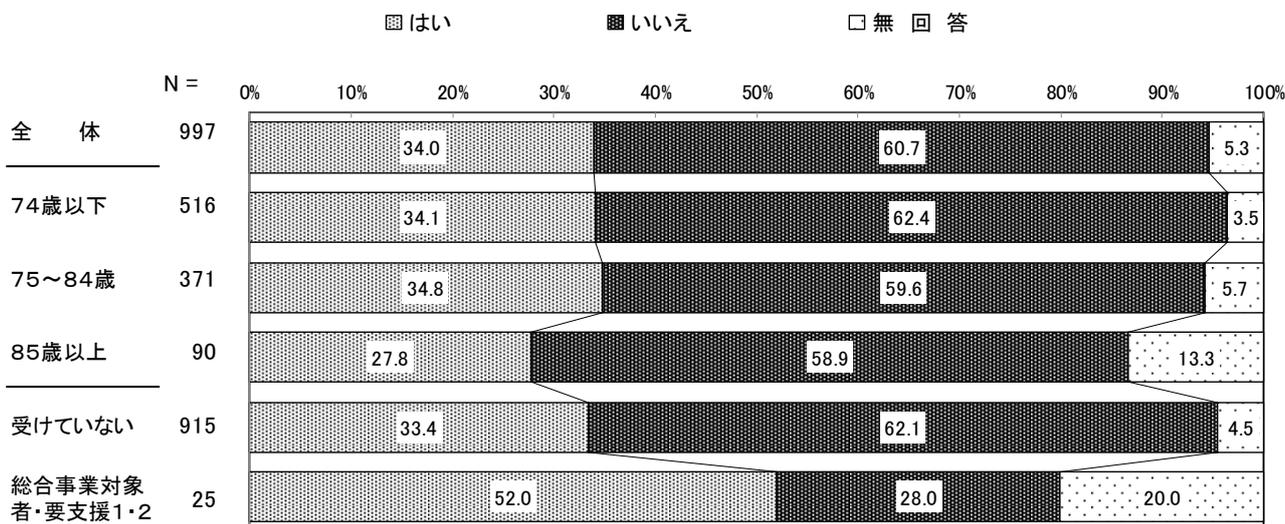
健康状態は、よい(「とてもよい」と「まあよい」の計)が80.3%(前回78.1%)と多く、よくない(「あまりよくない」と「よくない」の計)は16.5%(前回17.3%)です。総合事業対象者・要支援1・2では、よくないが60.0%(前回37.8%)と多く、前回と比べても22.2ポイント多くなっています。

問7(1)健康状態[%]



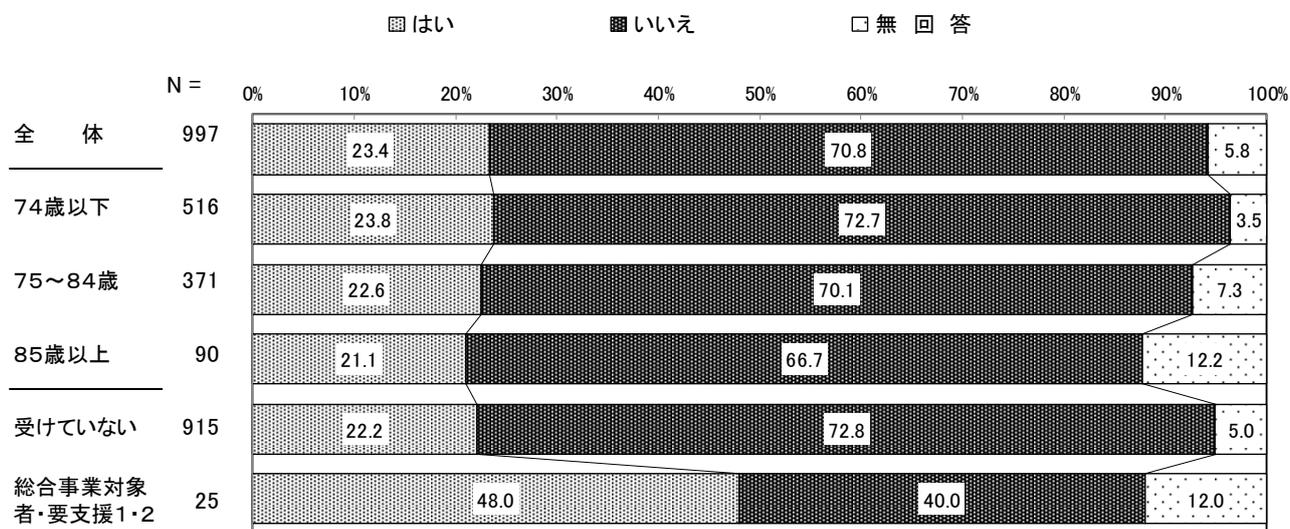
この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったことがあった(「はい」)は34.0%(前回33.1%)です。

問7(3)1か月間で気分が沈んだこと等があった[%]



この1か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがあった(「はい」)は23.4%(前回21.1%)です。

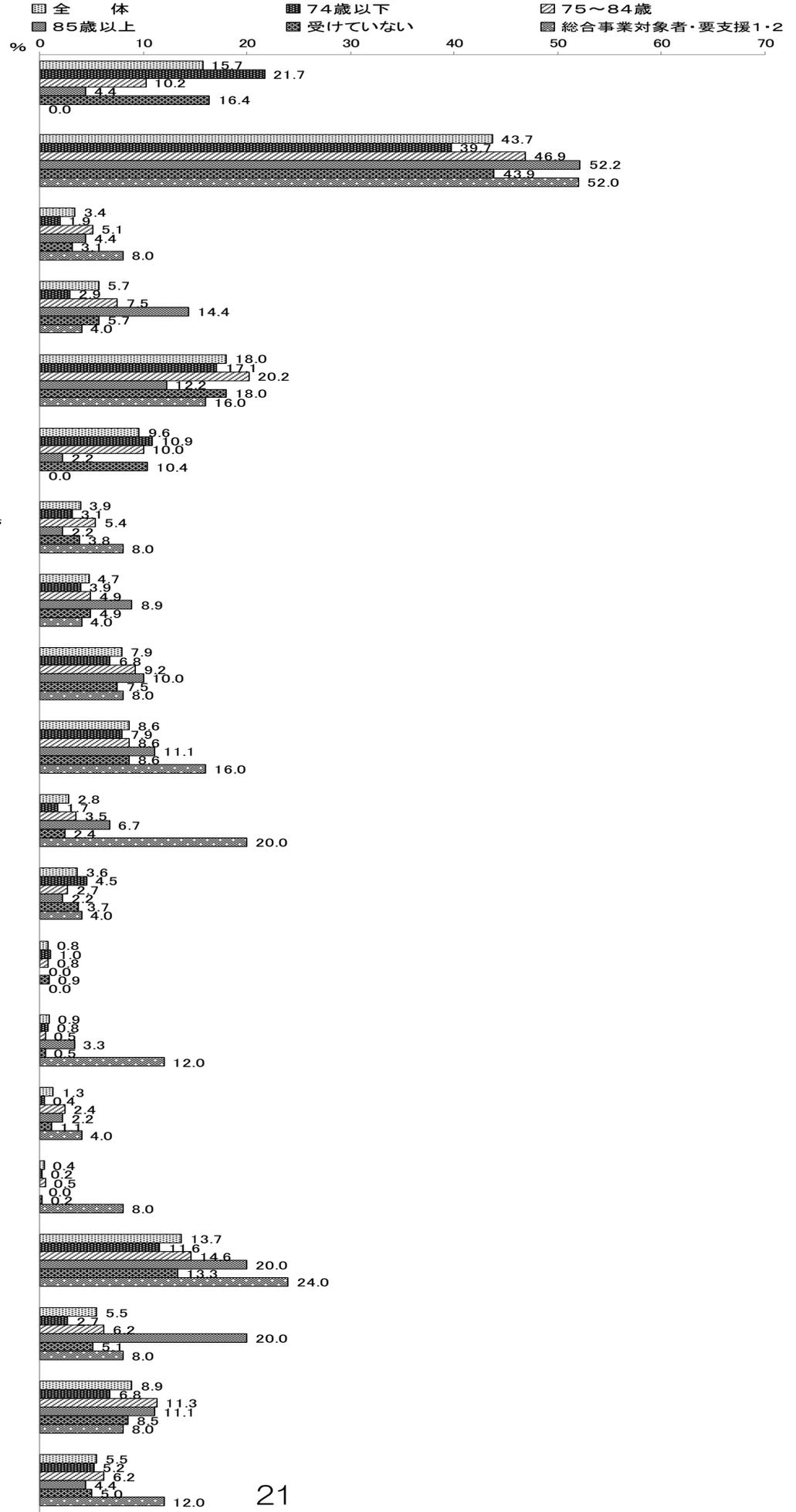
問7(4)1か月間で物事に無関心なこと等があった[%]



治療中または後遺症のある病気として、「高血圧」が43.7%(前回42.1%)と多く、「糖尿病」が18.0%(前回16.8%)、「ない」が15.7%(前回18.8%)、「目の病気」が13.7%(前回16.4%)回答されています。

N = 997

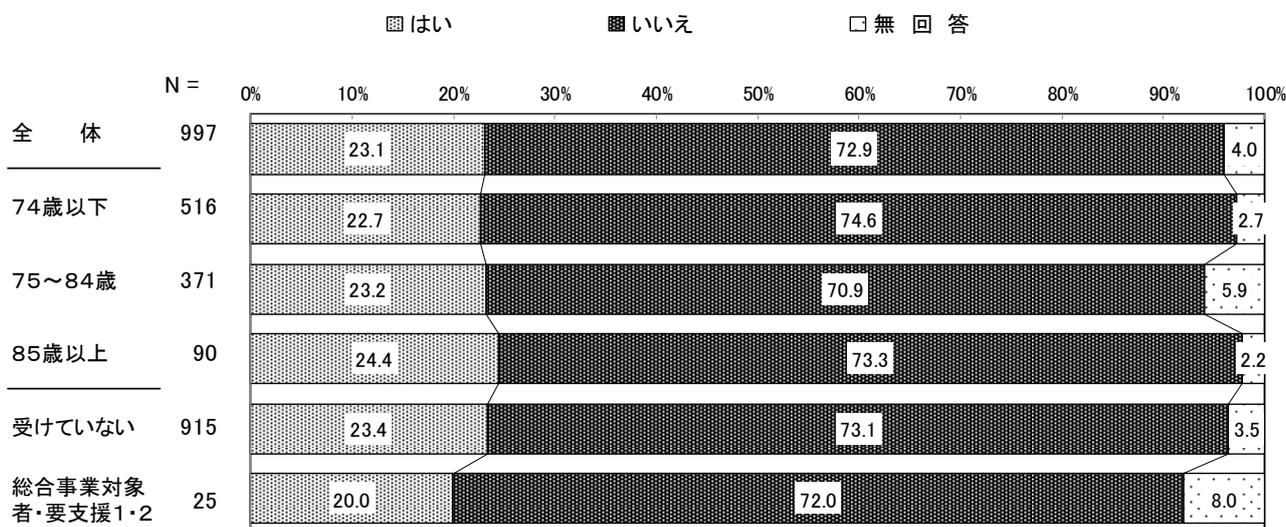
問7(6) 現在治療中・後遺症のある病気[%・複数回答]



## ⑦認知症の相談

認知症に関する相談窓口の認知度は23.1%（前回23.5%）です。

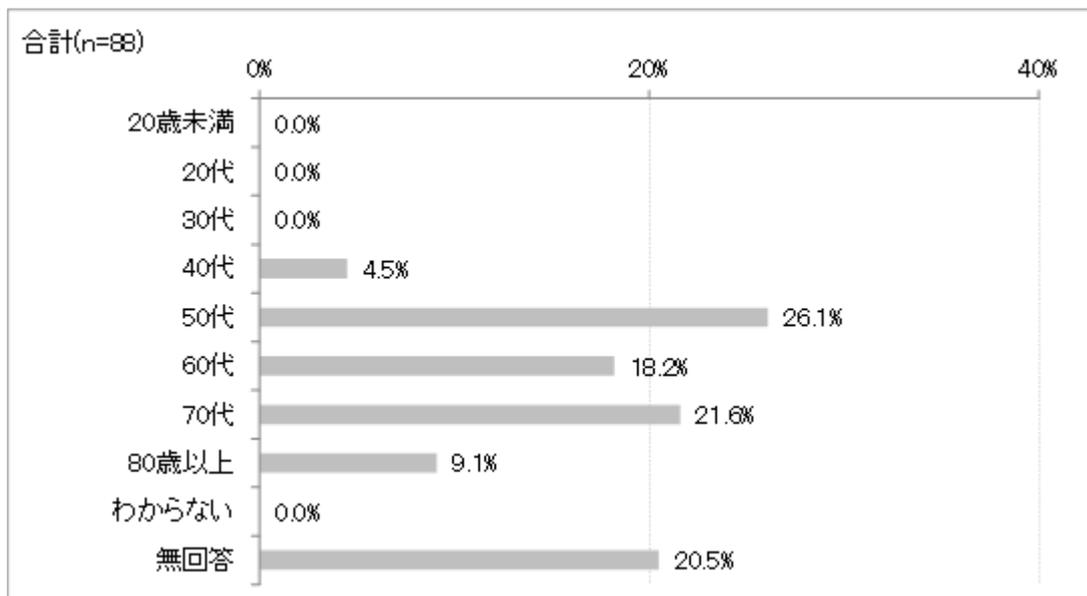
問8(2) 認知症に関する相談窓口の認知【%】



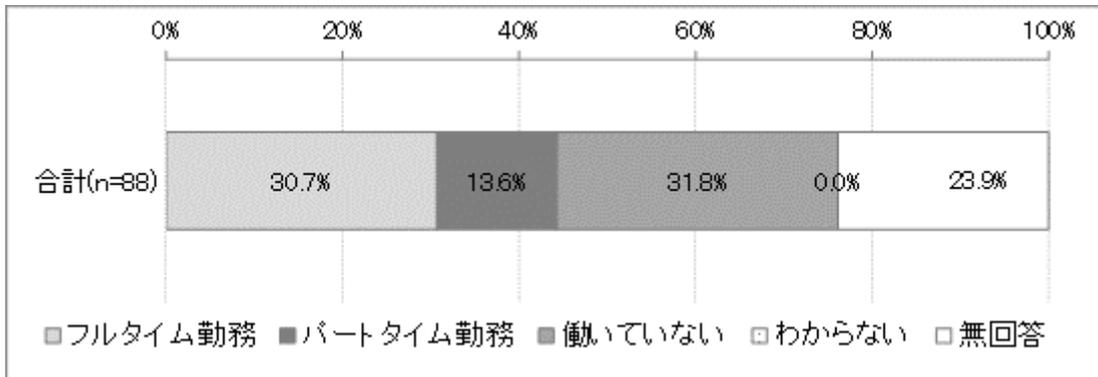
## (2)在宅介護実態調査結果

### ①介護者

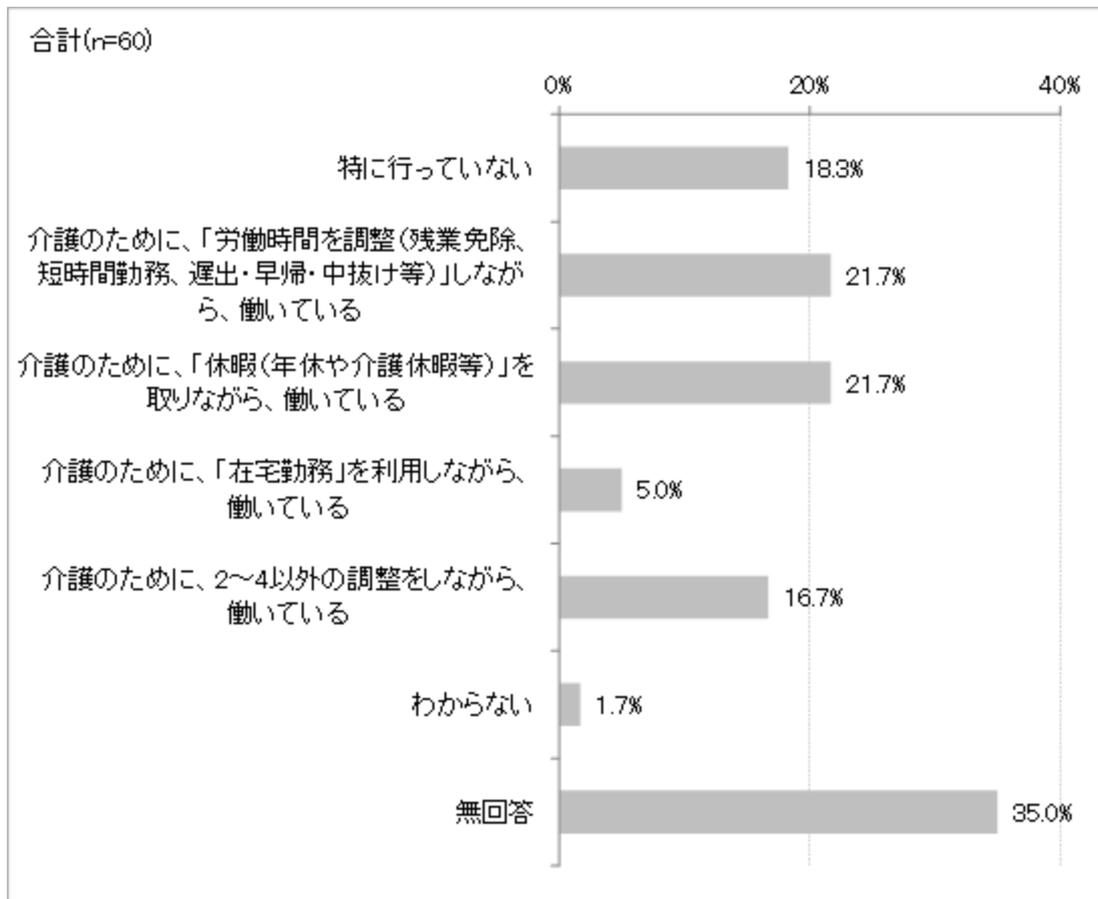
介護者の年齢は、「50代」が26.1%（前回29.6%）と多く、「70代」が21.6%（前回22.5%）、「60代」が18.2%（前回29.6%）と続いています。前回より「60代」が11.4ポイント少なくなっています。



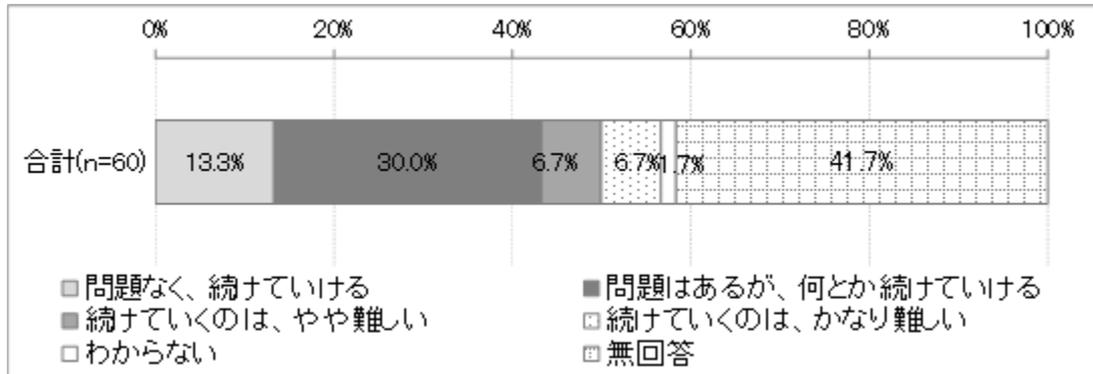
介護者の就労状況は、「働いていない」が31.8%（前回35.2%）と多く、「フルタイムで働いている」が30.7%（前回29.6%）、「パートタイムで働いている」が13.6%（前回23.9%）となっています。



就労している介護者では、「介護のために、『労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等）』しながら、働いている」と「介護のために、『休暇（年休や介護休暇等）』を取りながら、働いている」がともに21.7%（前回28.9%、5.3%）と多く、「特に行っていない」が18.3%（前回55.3%）です。前回より「介護のために、『休暇（年休や介護休暇等）』を取りながら、働いている」が16.4ポイント多く、「特に行っていない」が37.0ポイント少なくなっています。

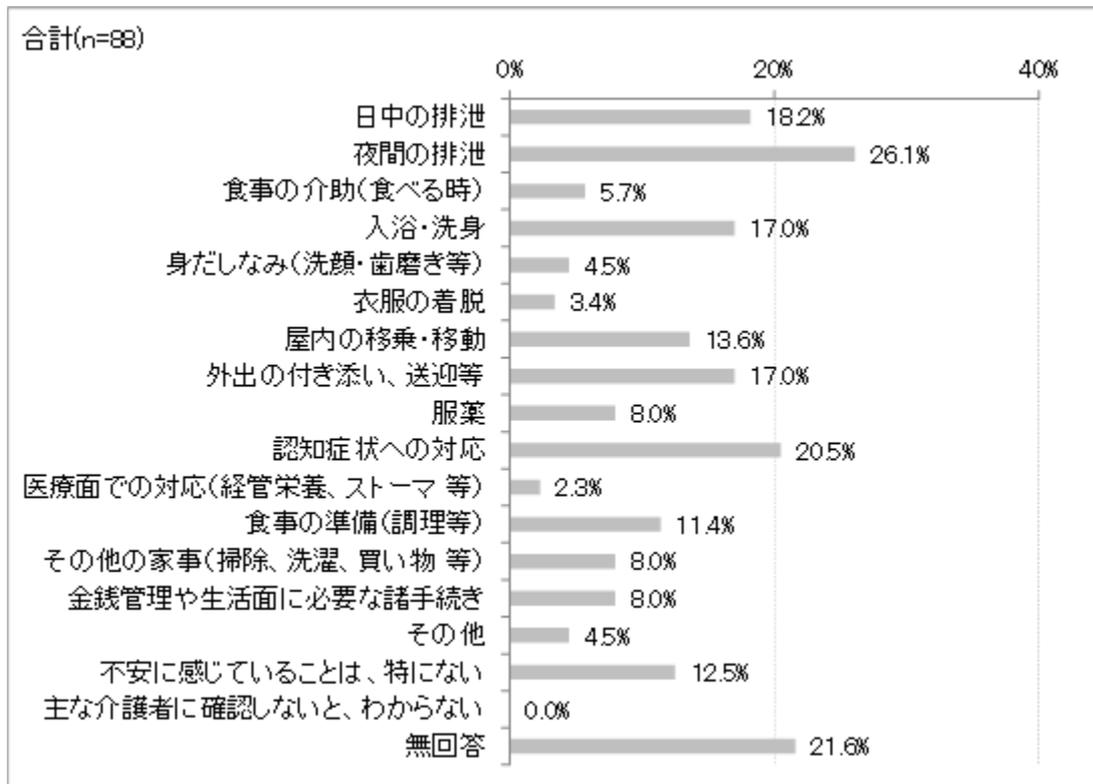


今後も働きながら介護を続けることについては、「問題はあるが、何とか続けていける」が30.0%（前回71.1%）と多く、「問題なく続けていける」が13.3%（前回15.8%）、  
「続けていくのは、やや難しい」と「続けていくのは、かなり難しい」がともに6.7%（前回7.9%、0.0%）となっています。

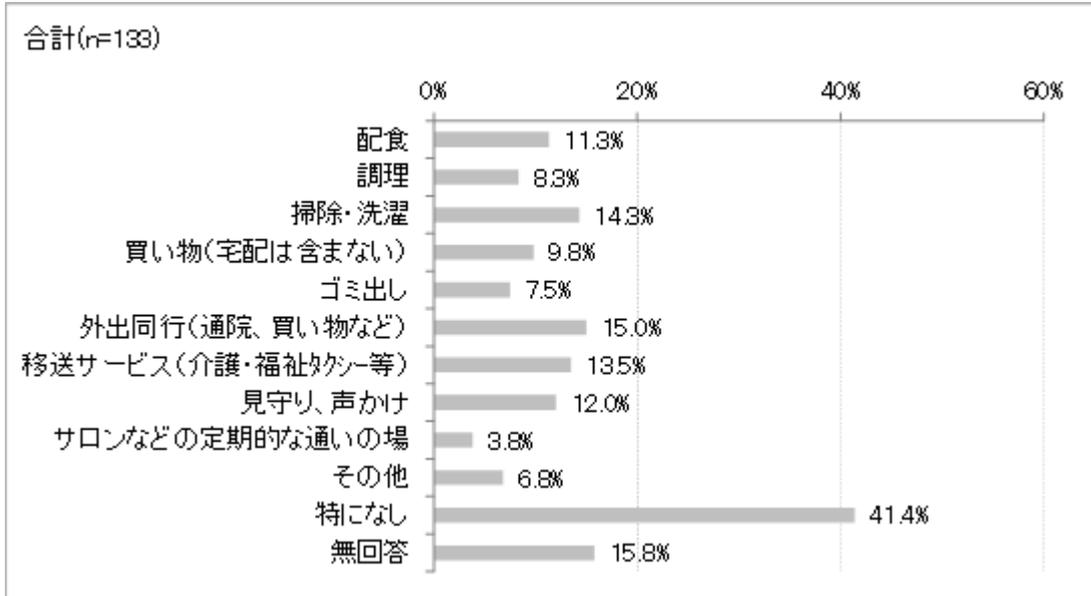


## ②不安を感じる介護と今後必要なサービス等

「夜間の排泄」が26.1%（前回28.2%）と多く、「認知症状への対応」が20.5%（前回35.2%）、「日中の排泄」が18.2%（前回19.7%）と続いています。前回より「認知症状への対応」が14.7ポイント少なくなっています。



在宅生活の継続で必要と感じる支援・サービスは、「特になし」が41.4%（前回47.6%）と多く、「外出同行（通院、買い物など）」が15.0%（前回10.5%）、「掃除・洗濯」が14.3%（前回5.7%）、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が13.5%（前回13.3%）回答されています。



### 3 高齢者を取り巻く状況・課題

ここでは、各統計調査、推移・推計結果、アンケート調査結果等から、本町の高齢者福祉と介護保険事業の推進にあたっての課題を整理しています。

#### ■ 人口・世帯構成の特徴・課題

- ・総人口は今後一貫して減少が見込まれる。
- ・高齢化率は令和4（2022）年推計で30.8%と、約3人に1人が高齢者。
- ・今後も高齢化率は上昇し、令和22（2040）年には34.3%となる。
- ・年少人口、生産年齢人口ともに、今後一貫して減少が見込まれる。

#### ■ 要支援・要介護認定者と介護保険サービスの利用状況

- ・認定者数は、令和8年度に向けて510人台で微増が見込まれる。
- ・令和5年8月の1か月間の（住宅改修、福祉用具貸与・購入以外の）介護保険サービスの利用率は66.2%となっている。【アンケート】

#### ■ 健康、生活状況

- ・週2回以上外出している割合が8割弱。【アンケート】
- ・外出を控えている理由では、「足腰などの痛み」が最上位。【アンケート】
- ・現在治療中、または後遺症のある病気については、「高血圧」「糖尿病」「目の病気」が上位。「ない」は2割弱。【アンケート】
- ・誰かと食事をともにする機会があるかでは、「年に何度かある」、あるいは「ほとんどない」が合わせて2割弱にのぼる。【アンケート】
- ・物忘れが多いと感じる割合が4割強。【アンケート】
- ・家族や友人・知人以外で相談する相手は、「そのような人はいない」が最上位。【アンケート】
- ・自身、あるいは家族に認知症の症状がある割合は約8%と少ない。認知症に関する相談窓口の認知度は2割強。【アンケート】

#### ■ 介護者の特徴・課題

- ・主な介護者が、今後も働きながら介護を続けていけそうかについてみると、「続けていくのは、やや難しい」「続けていくのは、かなり難しい」を合わせた『介護の継続が困難』が約13%。【アンケート】
- ・現在の生活の継続にあたって、主な介護者が不安に感じる介護等についてみると、「夜間の排泄」「認知症状への対応」「日中の排泄」が上位。【アンケート】

## 第3節 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で、共に支え合いながら、元気に安心して暮らせるまちの実現を目指します。

高齢化が進む中、認定率の維持・低下や、高齢者の就労継続、地域参加への意欲の高さなど、本町が誇れる状況も多く見られます。一方で、これからも着実に地域が連携して取り組んでいくべき様々な課題も見えています。

そこで、本計画においては、団塊ジュニア世代が高齢期を迎える令和22(2040)年を見据えて、これまでの方向性を踏まえながら、次のとおり基本理念を掲げ、施策を推進します。

#### ■ 高齢者支援施策の基本理念

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で  
元気に安心して暮らせる千代田町

## 2 基本目標

先に掲げた基本理念の下、本町における高齢者の暮らしの目指すべき姿として、次の3つの基本目標を設定します。

### 基本目標1 介護予防と健康づくりの一体的な推進

運動器の機能低下を防ぎ、栄養・食生活の改善、身近な地域での主体的な健康づくり活動と介護予防の機能強化を図り、一体的に推進します。あわせて、高齢者が自己実現を図りながら豊かな人生を過ごすことができるよう、学習団体・サークルの活動支援や育成を行い、生涯学習・生涯スポーツ、ボランティア活動、多様な地域での活動への参加を促進するとともに、交流の場の創出と機会づくりに取り組みます。

### 基本目標2 地域包括ケアシステムの深化・推進

団塊ジュニア世代が高齢期を迎える令和22(2040)年を視野にいて、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるように、地域包括ケアシステムの深化を図り、支援が必要な高齢者とその家族の尊厳が保たれる生活環境づくりと支援を推進します。

### 基本目標3 介護保険サービスの充実と制度の円滑な運営

介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、必要なときに必要な介護保険サービスを利用して生活できるように、介護保険サービスの充実を図るとともに、持続可能な制度として円滑で適正な実施を図ります。

### 3 日常生活圏域の設定

高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を送れるよう、高齢者と地域の実情に応じた介護サービス基盤の構築に向けて、日常生活圏域を設定します。本町においては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービス提供施設の整備状況などを総合的に勘案し、これまでと同様、町全域を1つの圏域として設定します。

#### ■ 日常生活圏域



	総人口	高齢者人口	高齢化率
西部地区	7,613人	2,385人	31.3%
東部地区	3,370人	1,075人	31.9%
千代田町全体	10,983人	3,460人	31.5%

※出典：住民福祉課（令和5年3月末時点）

## 4 施策の体系

### 基本理念

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で  
元気に安心して暮らせる千代田町

#### 基本目標 1 介護予防と健康づくりの一体的な推進

- 施策1 介護予防と健康づくりの一体的な推進
- 施策2 生活体制整備と生活支援サービスの推進
- 施策3 社会参加の促進

#### 基本目標 2 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 施策1 地域包括支援センターの機能強化
- 施策2 認知症施策推進基本計画と介護・医療連携の推進
- 施策3 高齢者を支える地域体制の推進
- 施策4 高齢者を守る地域づくりの推進

#### 基本目標 3 介護保険サービスの充実と制度の円滑な運営

- 施策1 介護保険制度の円滑な運営
- 施策2 介護保険サービス量の見込みと介護保険料の設定

## 第2章 高齢者支援施策の推進

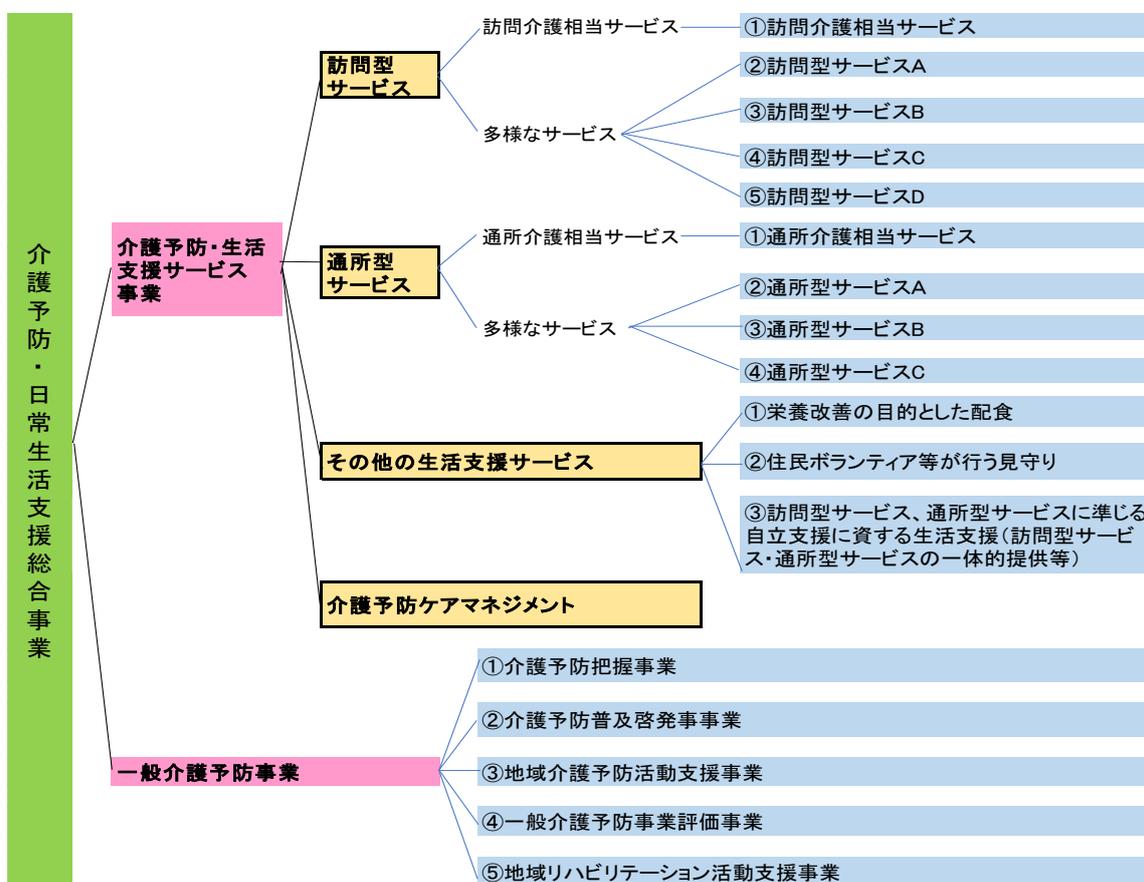
### 基本目標1 介護予防と健康づくりの一体的な推進

心身機能改善を目的とした機能回復訓練に偏ることなく、介護予防事業参加後の活動的な状態の維持や社会参加の視点を踏まえ介護予防事業の推進に取り組みます。

介護予防・日常生活支援総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効率的・効果的な支援を可能とすることを目指すものです。

生活支援体制整備事業は、多様な主体による生活支援・介護予防サービスの体制整備について市町村が中心となって推進していけるよう、地域支援事業の充実を図るため、協議体の設置及び生活支援コーディネーターにより、地域のニーズ把握、現状の資源の把握と新たな資源の開発、関係者のネットワークづくりを行い、住民の生活が少しでも豊かになるような体制づくりを推進します。

#### ■ 介護予防・日常生活支援総合事業の体系(厚労省資料より作成)



## ■ 介護予防・日常生活支援総合事業の概要(厚労省資料より作成)

介護予防・生活支援サービス事業(サービス事業)	
○ 対象者:制度改正前の要支援者に相当する者。①要支援認定を受けた者 ②基本チェックリスト該当者(事業対象者)	
訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供
通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供
その他の生活支援サービス	要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や1人暮らし高齢者等への見守りを提供
介護予防ケアマネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメント
一般介護予防事業	
○ 対象者:第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者。	
介護予防把握事業	収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う
地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による助言等を実施

## 施策1 介護予防と健康づくりの一体的な推進

### ①介護予防・生活支援サービス事業の推進

介護保険における総合事業の利用にあたっては「基本チェックリスト」と介護予防ケアプランを作成し、総合事業を実施しています。総合事業の利用者に対する効果的な介護予防ケアマネジメントと自立に向けた多様な支援・サービスの体制づくりに努め、自立の支援と重度化予防の推進を図ります。

#### <実績>

令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)
通所型サービス 実29人、延べ317人	通所型サービス 実28人、延べ284人	通所型サービス 実28人、延べ284人

#### <見込み>

令和6年度	令和7年度	令和8年度
通所型サービス 実人数25人、延べ285人	通所型サービス 実人数25人、延べ285人	通所型サービス 実人数25人、延べ285人

### ②一般介護予防事業の推進

65歳以上のすべての方を対象に、介護予防に関する知識の普及・啓発や、介護予防に役立つ自主的な地域活動の育成・支援事業等を行います。高齢者等が気軽に集まることができるつどいの場づくりと支援する人材の育成や活動内容の充実を図り、住民同士のつながりを維持し、身近な場所で生きがいや役割を持って介護予防に取り組めるよう支援します。

住民主体で介護予防を継続して実践できるように支援します。

介護予防について、広報紙、講演会や出前講座等を通して情報提供に努めます。

#### <実績>

令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)
新型コロナウイルス感染拡大の影響により講演会未実施 介護予防教室等の開催4回 延べ102人	講演会等の開催4回 延べ84人 介護予防教室等の開催88回 延べ1,545人	講演会等の開催1回 延べ16人 介護予防教室等の開催26回 延べ511人

＜見込み＞

令和6年度	令和7年度	令和8年度
講演会等の開催1回 延べ15人	講演会等の開催1回 延べ15人	講演会等の開催1回 延べ15人
介護予防教室等の開催24回 延べ500人	介護予防教室等の開催24回 延べ500人	介護予防教室等の開催24回 延べ500人

**③地域福祉活動の推進**

サロン活動は、閉じこもりがちな高齢者等の交流や仲間づくりを進め、孤独感や不安感の解消及び介護予防等の促進を図り、地域の高齢者等をふれあいながら地域全体で支えあう「支え合いの地域づくり」を推進することを目的とし、地域の区長や民生委員児童委員、ボランティア等が運営実施主体となり、関係機関と連携を図りながらサロン活動を実施しています。現在、14行政区16団体が活動しています。

**施策2 生活体制整備と生活支援サービスの推進**

高齢者の心身の元気づくりは、社会参加活動、うつや閉じこもりの予防など、心身の健康づくりや介護予防と密接に関連しており、自分らしく生き生きと暮らしていくための重要な要素です。

高齢期の健康支援に向け、千代田町健康づくり推進計画・食育推進計画に基づき、生活習慣病の発症及び重症化予防と高齢者の健康づくりに向け、健康増進事業、国民健康保険事業等を実施します。

**①一万歩の会(健康教室)**

定期的に運動の教室を開催することで、運動の習慣化を支援します。参加者が高齢化しているためウォーキングコースを見直し参加しやすい距離とし、参加者それぞれに合った速度でのウォーキングが出来るよう支援していきます。また、継続して新規参加者の獲得のため周知をしていきます。

＜実績＞

令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)
3回(うち1回自主) 実51人、延べ109人	10回(うち3回自主) 実52人、延べ216人	12回(うち6回自主)

＜見込み＞

令和6年度	令和7年度	令和8年度
10回(うち5回自主)	10回(うち5回自主)	10回(うち5回自主)

## ②高齢者食生活改善事業の実施

令和4年度から在宅介護食教室を新規事業として開催し、シニアカフェも継続して開催しています。男性の食事に関する健康教室は令和5年度から調理講習が再開となったため、参加者の増加に向けて食生活改善推進員が参加勧奨を行っていきけるよう支援していきます。また、男性の高齢者の自立した食事を支援することは、これからの高齢社会には必要と思われるため、今後も実施します。

＜実績＞

令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)
講話、相談会を実施 2回実施、延べ54人	講話、情報提供を実施 4回実施、延べ73人	講話、調理講習会を実施 4回

＜見込み＞

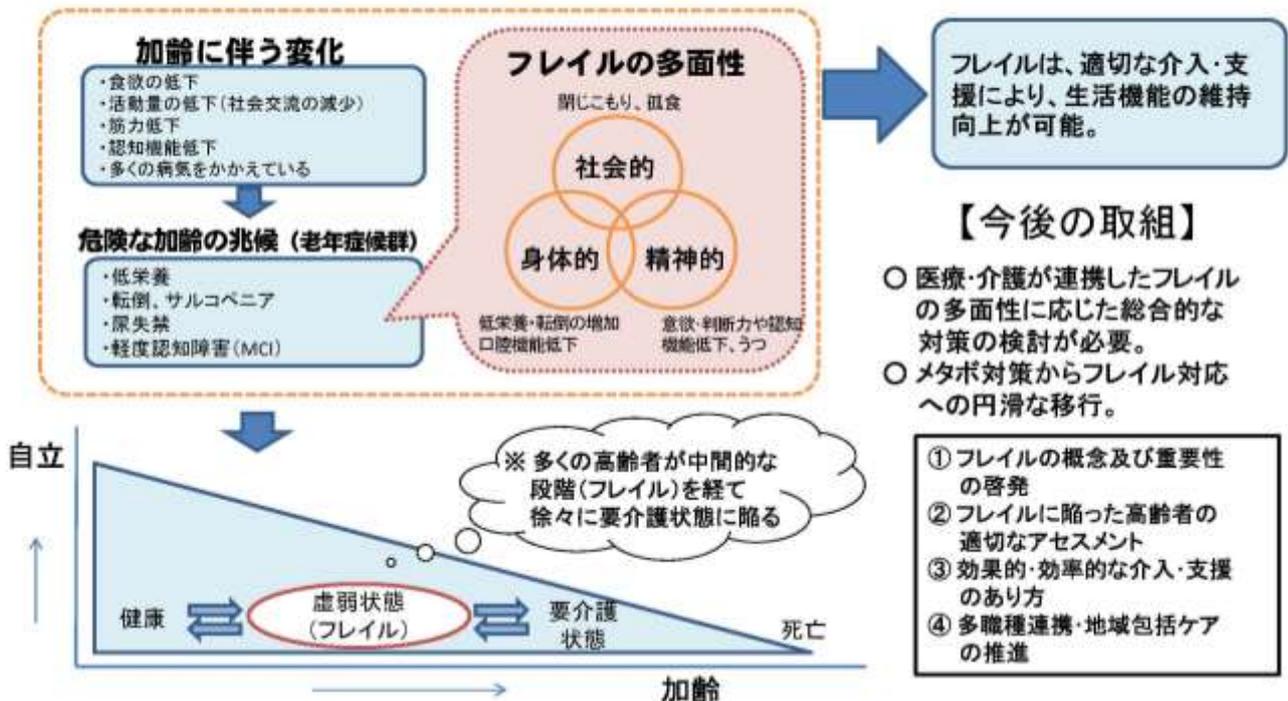
令和6年度	令和7年度	令和8年度
講話、調理講習会を実施 4回	講話、調理講習会を実施 4回	講話、調理講習会を実施 4回

## ③健康に関する情報提供

引き続き、継続して事業を実施していきます。健康情報ステーションについては、食生活改善推進員と協議しながら設置場所について検討をしていきます。

### 高齢者の虚弱（「フレイル」）について

「フレイル」とは 加齢とともに、心身の活力(例えば筋力や認知機能等)が低下し、生活機能障害、要介護状態、そして死亡などの危険性が高くなった状態。



出典:厚生労働省資料

#### ④健康手帳の交付

健康教室の参加者、希望者に健康手帳を配布しており、活用方法について説明を行うとともに、教室でも健診データ等を書き込み、日頃の活用についての啓発を図ります。

#### ⑤健康診査

定期的な健康状態の把握、疾病の予防と早期発見を目的に、各種健康診査を実施しています。また、健診を受けやすい環境を整え受診率が向上するよう、事前予約が必要な子宮がん検診・乳がん検診において、窓口の他に電話・ネットでの予約により、受診しやすくするための工夫を行いながら、受診勧奨を行い、受診率の向上、保健指導の実施を図ります。

#### ⑥疾病予防相談(健康相談)

生活習慣病等に関する健康相談をご希望の方へ、保健師や管理栄養士による相談を月1回実施しており、その他健康状態に注意が必要な方には随時相談を行っています。また、健康教育の機会等を利用して健康相談を行っています。

##### <実績>

令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)
生活習慣病予防相談を月に1回開催	生活習慣病予防相談を月に1回開催、延べ2人	生活習慣病予防相談を月に1回開催

##### <見込み>

令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活習慣病予防相談を月に1回開催	生活習慣病予防相談を月に1回開催	生活習慣病予防相談を月に1回開催

#### ⑦疾病予防訪問指導

検診の結果から個別指導が必要な方を対象に、保健師、管理栄養士が訪問指導を実施しています。また、特定健診の結果から特定保健指導が必要であり、かつ事業に不参加の方を対象に個別に保健師、管理栄養士による訪問指導を実施しており、今後も指導の充実を図ります。

#### ⑧生涯骨太クッキング

生涯骨太クッキングとして骨粗しょう症予防に限定せず、要介護状態を予防するフレイル予防の啓発を行っています。令和5年度からは調理講習を再開したため、今後は参加者の増加に向けて食生活改善推進員が参加勧奨を行っていきけるよう支援していきます。

##### <実績>

令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)
講話、相談会を実施 1回実施、参加者20人	調理講習中止となり、 情報提供を実施 1回実施、件数2件	調理講習会を実施 1回実施、参加者10人

＜見込み＞

令和6年度	令和7年度	令和8年度
講話、調理講習会を実施	講話、調理講習会を実施	講話、調理講習会を実施

**⑨かかりつけ医の普及**

かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の大切さについて周知を図り、高齢者の疾病の早期発見・早期治療と疾病の予防を図ります。

**⑩感染症対策**

感染症に対する知識の普及・啓発と迅速で的確な情報提供や相談窓口等の周知を行い、蔓延防止に努めます。また、予防接種についても、接種勧奨などに努めます。

**施策3 社会参加の促進**

高齢者が関心のあることに意欲的に取り組み、地域の中での役割を持って生活できるよう、生きがいづくりと社会参加につながる機会の情報提供などに努めます。

**①シルバー人材センターの充実**

地域社会の福祉の向上と活性化を目的に、元気な高齢者が豊かな経験と知識・技能を活かせる場をつくり、就業機会の拡充を図っています。

今後は就労支援コーディネーター等の確保について検討し、多様な場面で高齢者の力を地域に活かしていきます。

＜実績＞

令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)
会員数71人 派遣受注件数402件	会員数70人 派遣受注件数444件	会員数73人 派遣受注件数450件

＜見込み＞

令和6年度	令和7年度	令和8年度
会員数75人 派遣受注件数460件	会員数80人 派遣受注件数470件	会員数80人 派遣受注件数480件

**②生涯学習、生涯スポーツの普及**

町の各施設を利用している高齢者を中心に、容易に参加できるような教室及び講座の開催や運動習慣の定着に取り組んでいます。

生涯学習では、高齢者教室において文化、教養、趣味など各種講座を開催し、高齢者の生きがいの充実を図っています。

生涯スポーツにおいては、グラウンドゴルフ協会の主催事業として年3回のグラウンドゴルフ大会を開催し、参加を促進しながら活動を支援しています。また、一般の人を対象とした高齢者も参加できる水泳教室及び総合型地域スポーツクラブ「ちよだスポーツクラブ」では、スポーツ吹矢や太極拳を実施しています。

＜実績＞

令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)
コロナウイルス感染症予防対応のため、高齢者教室は未実施 グラウンドゴルフ協会会員数 301人	コロナウイルス感染症予防対応のため、高齢者教室は未実施 グラウンドゴルフ協会会員数 206人	高齢者への薬剤服用を学ぶ教室を1回開催。8人参加 グラウンドゴルフ協会会員数 217人

＜見込み＞

令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者において文化、教養、趣味など各種講座を5回開催予定。 グラウンドゴルフ協会会員数 210人	高齢者において文化、教養、趣味など各種講座を5回開催予定。 グラウンドゴルフ協会会員数 210人	高齢者において文化、教養、趣味など各種講座を5回開催予定。 グラウンドゴルフ協会会員数 210人

### ③老人クラブの活動支援

老人クラブ活動を通じて、地域との関係強化や地域福祉の充実を図っています。

＜実績＞

令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)
会員数1,891人	会員数1,790人	会員数1,702人

＜見込み＞

令和6年度	令和7年度	令和8年度
会員数1,620人	会員数1,540人	会員数1,460人

### ④ボランティアによる高齢者支援活動

在宅の高齢者等を対象に、ボランティア連絡協議会の協力により、地域高齢者お声かけ活動(友愛訪問活動)を実施しており、見守り活動にもつながることから、継続して実施します。なお、令和6年度より、対象者を「85歳以上の高齢者等」から「75歳以上のひとり暮らし高齢者等」に見直し、実施します。

＜実績＞

令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)
コロナウイルス感染症対応のため中止	コロナウイルス感染症対応のため中止	事業見直しのため未実施

＜見込み＞

令和6年度	令和7年度	令和8年度
対象者250人	対象者270人	対象者280人

## ⑤老人福祉センターの充実

老人福祉法の規定により設置している老人福祉センターでは、高齢者の健康増進のため、定期的に行事を行っています。また、開館日には送迎バスを運行し、交通弱者の方の参加を促しており、多くの高齢者に参加を呼びかけます。

### <実績>

令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)
老人福祉センター利用者数 1,121人 (4～11月は臨時休館)	老人福祉センター利用者数 3,595人	老人福祉センター利用者数 3,595人

### <見込み>

令和6年度	令和7年度	令和8年度
老人福祉センター利用者数 3,700人	老人福祉センター利用者数 3,800人	老人福祉センター利用者数 3,900人

## ⑥世代間交流、福祉教育の推進

園児による老人福祉施設への慰問、学校における交流活動、多世代参加型の町民体育祭の開催方法等について検討しながら推進します。また、町有施設を活用し、世代間交流が図られるよう努めます。

### <実績>

令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)
交流事業未実施	交流事業未実施	交流事業未実施

### <見込み>

令和6年度	令和7年度	令和8年度
年1回程度実施予定	年1回程度実施予定	年1回程度実施予定

## ⑦高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施

高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施を効果的かつ効率的に進めるため、地域の関係団体と連携を図りながら、住民福祉課、健康子ども課等庁内関係課局が一体となり、高齢者に対する対策支援について検討するとともに、地域の健康課題に基づく事業計画を作成し、高齢者保健事業を実施します。

### <実績>

令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)
○ハイリスクアプローチ ・健康状態不明者の状態把握 実施者 26名 ○ポピュレーションアプローチ ・健康教育健康相談、フレイル状態の把握:1回 16名実施 ・気軽に相談できる環境づくり:1,380人通知	○ハイリスクアプローチ ・糖尿病性腎症重症化予防(受診勧奨)実施者4名  ○ポピュレーションアプローチ ・健康教育健康相談 延べ 28名実施	○ハイリスクアプローチ ・糖尿病性腎症重症化予防(受診勧奨)実施者4名  ○ポピュレーションアプローチ ・健康教育健康相談 通いの場1か所

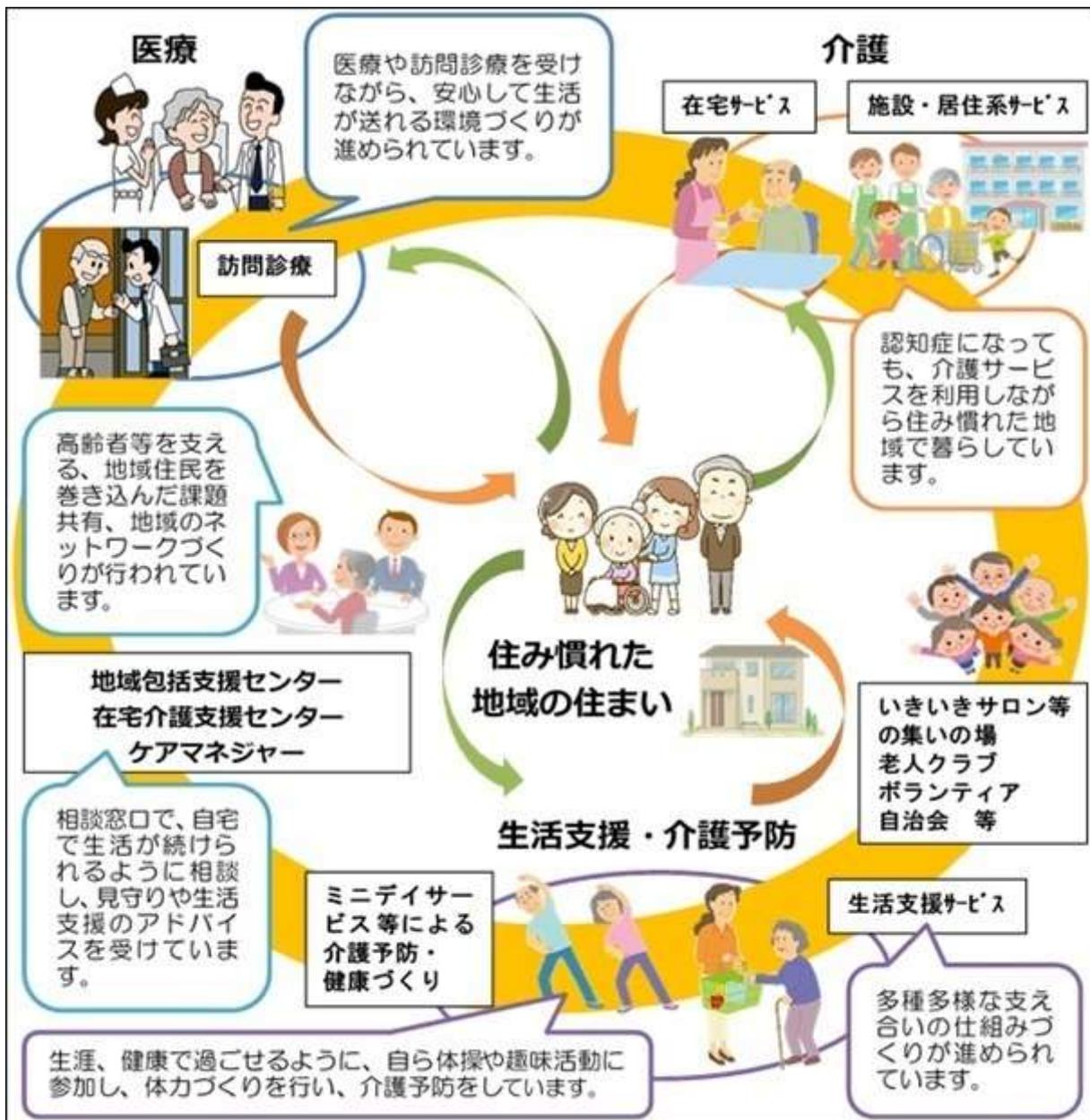
＜見込み＞

令和6年度	令和7年度	令和8年度
○ハイリスクアプローチ ・健康状態不明者の状態把握 ○ポピュレーションアプローチ ・健康教育健康相談 通いの場1か所	地域の健康課題に基づく事業計画を作成し、高齢者保健事業を実施	地域の健康課題に基づく事業計画を作成し、高齢者保健事業を実施

## 基本目標 2 地域包括ケアシステムの深化・推進

要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続するための仕組みとして、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいます。地域包括ケアシステムの構築には、相談支援や多職種との連携も含めた地域包括支援センターの機能強化が重要です。そして、支援が必要な高齢者の暮らしを支える移動手段や食事といった生活支援、介護者の支援、医療や介護サービスの連携強化が必要です。高齢者が地域の中で安心して生活するためには、災害や緊急時の支援体制及び防犯体制も含めトータルケアの視点をもった支援が必要であり、一人ひとりの状況に応じた適切な介護予防プランの作成とサービス提供を行うとともに、多職種が連携し、包括的なケア体制の構築を図ります。

■ 地域包括ケアシステムのイメージ(厚労省資料より作成)



## 施策1 地域包括支援センターの機能強化

### (1) 相談と情報提供の体制整備

#### ① 総合相談体制の確立

地域包括支援センターは、高齢者、家族、民生委員児童委員等地域からの多様な相談等に迅速に対応できるよう、総合相談・支援体制の確立に努めてきました。今後も医療・介護等の関係機関をはじめ、関係者とネットワークを強化し、高齢者が安心して暮らし続けられる総合相談窓口の充実に努めます。

#### ② 地域ケア会議の充実

日頃からの連携体制の確保と困難事例の解決方法の共有などを図る点からも地域ケア会議の役割が重要となっています。地域包括支援センターを中心に、居宅介護支援事業者や関係機関との協力を得て、より良い支援につなげるため、自立支援型の地域ケア会議を定期的開催します。

#### ③ 介護人材の養成

千代田町単独にて介護予防サポーター養成講座を開催します。

また、地域ケア会議等を活用して介護保険サービス事業所との連携を図り、情報提供や事務の効率化支援等に努めます。

介護職員初任者研修については、社会福祉協議会にて育成しています。

#### <実績>

令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)
介護予防サポーター 9人	介護予防サポーター 10人	介護予防サポーター 10人

#### <見込み>

令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防サポーター 10人	介護予防サポーター 10人	介護予防サポーター 10人

#### ④ 保健センター・地域包括支援センターとの連携強化

高齢者に対して保健・医療・福祉といった総合的な相談や指導等を行い、高齢者が適切なサービスを受けることができるよう、高齢者に対して総合的な相談等を行い、高齢者が適切なサービスを受けることができるよう、総合的なケアマネジメント支援を円滑に行えるように、保健センターと地域包括支援センターとの連携強化、圏域内のサービス事業者との連絡・調整に努めます。

## (2) 権利擁護支援の推進

### ① 高齢者虐待防止に関する啓発と早期対応の推進

高齢者虐待の防止や相談支援を行い、住民に対する知識の普及を推進しています。

また、千代田町高齢者虐待防止事業実施要綱を施行し、虐待防止、相談窓口の周知、虐待相談対応手順の明確化を図っています。

高齢者虐待に対して早期発見・早期対応を図るため、千代田町高齢者虐待防止事業実施要綱を施行するとともに高齢者虐待対応マニュアルを作成し、個々のケースに応じて、関係機関と連携を図り対応を行っています。

#### <実績>

令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)
虐待対応0件	虐待対応0件	虐待対応0件

#### <見込み>

令和6年度	令和7年度	令和8年度
随時対応	随時対応	随時対応

### ② 成年後見制度・日常生活自立支援事業の利用促進

認知症や一人暮らし高齢者が増加する中で、介護保険サービスの利用契約を締結したり、財産を適切に管理することが可能になるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業(権利擁護事業)をはじめ、必要な制度に結び付く支援を行います。

#### <実績>

令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)
町長申立て1件	町長申立て1件	町長申立て1件

#### <見込み>

令和6年度	令和7年度	令和8年度
町長申立て1件	町長申立て1件	町長申立て1件

## (3) 家族介護者への支援の充実

### ① 家族介護者に対する相談体制の充実

地域包括支援センター等の各相談窓口や民生委員児童委員、保健師、ホームヘルパー等の訪問による相談活動など、在宅高齢者を介護する家族に対する相談体制を確保し、今後も継続して実施します。また、関係部署、関係機関と連携を図り、介護者支援に努めます。

### ② 介護教室などの推進

介護の知識や実技の基本を学び、身につける機会として、介護教室について周知を図ります。認知症高齢者の介護者支援など、交流や健康づくりを促進するに事業は内容など検討を重ね、継続していきます。

## 施策2 認知症施策推進基本計画と介護・医療連携の推進

### (1) 認知症施策推進基本計画

認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるよう認知症施策を推進します。

### (2) 認知症ケアパスの普及

「認知症ケアパス」は、認知症の方やその家族が、住み慣れた地域で安心して生活を続けることができるよう、認知症の状態に応じた支援や医療、介護サービスのガイドブックです。認知症に対する理解を深めてもらい、認知症の方及び家族を支援するために、認知症ケアパスの普及を推進します。

### (3) 認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員活動の推進

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう認知症の方やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の初期段階における総括的、集中的な支援を行います。

認知症地域支援推進員は、認知症の方に対し状態に応じた適切な医療や介護等のサービスが受けられるよう医療機関等へのつなぎや連絡調整の支援を行います。

また、認知症の方、家族や地域住民などの誰もが参加でき、集う場である認知症カフェを開催し、認知症の方やその家族だけで悩みを抱えることがないよう支援を行います。

#### <実績>

令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)
初期集中支援チーム対応： 0件 認知症カフェ：月1回	初期集中支援チーム対応： 0件 認知症カフェ：月1回	初期集中支援チーム対応： 0件 認知症カフェ：月1回

#### <見込み>

令和6年度	令和7年度	令和8年度
初期集中支援チーム対応： 1件 認知症カフェ：月1回	初期集中支援チーム対応： 1件 認知症カフェ：月1回	初期集中支援チーム対応： 1件 認知症カフェ：月1回

### (4) 認知症サポーターの養成

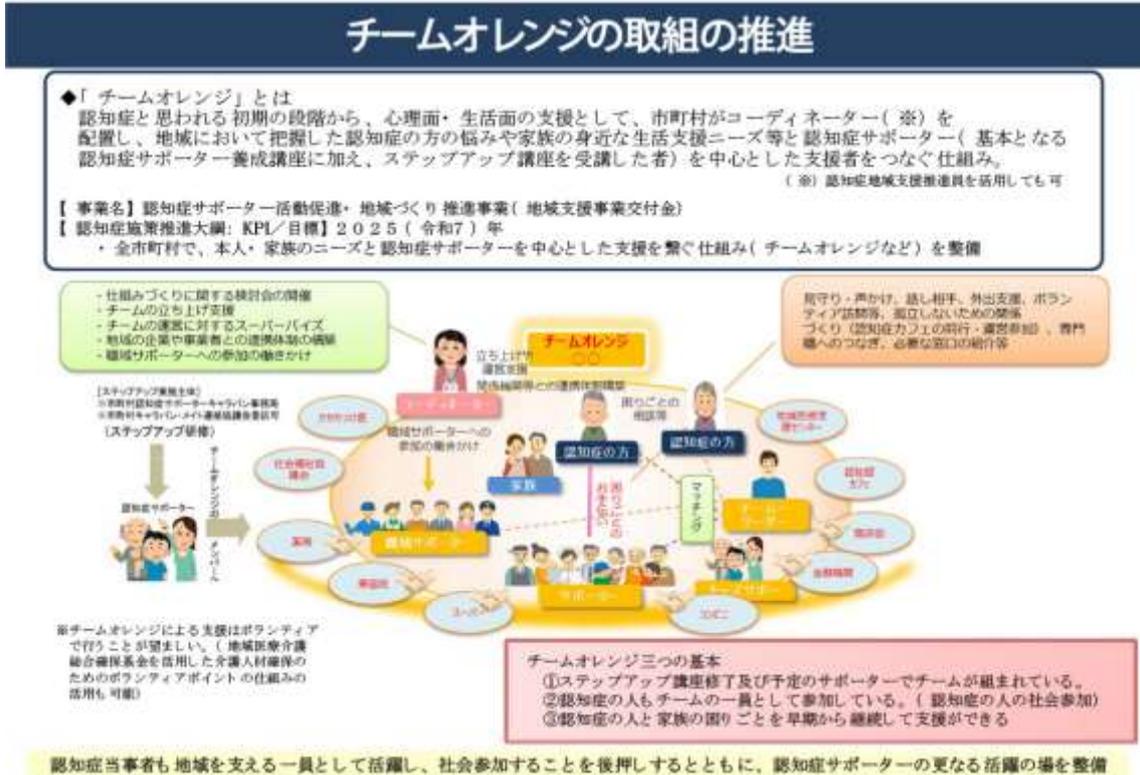
認知症を正しく理解してもらい、認知症の方やその家族を温かく見守る応援者である「認知症サポーター」の養成講座を開催します。また、認知症サポーターの活動をさらに広げ、地域で認知症に気づく仕組みとしてチームオレンジに取り組みます。

#### <実績>

令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)
養成講座未開催	養成講座未開催	キッズサポーター養成講座： 1回

＜見込み＞

令和6年度	令和7年度	令和8年度
キッズサポーター養成講座： 1回	養成講座：1回	キッズサポーター養成講座： 1回



出典：厚生労働省資料

### (5) 医療と介護、福祉の連携

住民が安心して医療サービスを受けることができるよう、医療機関と介護・保健・福祉分野との連携強化を図りながら地域医療体制の充実に向けて取り組んできました。今後は、医療ニーズの高い後期高齢者が増加していくことが見込まれることから、医師会等との連携強化により、退院調整ルールに基づき、退院後の日常の療養支援、福祉対策等について、医療、介護、高齢者福祉の連携を進めます。

### 施策3 高齢者を支える地域体制の推進

#### (1)暮らしを支える福祉サービス・地域活動の推進

##### ①福祉機器貸与事業

寝たきりの高齢者等を介護している世帯に対し、社会福祉協議会において福祉機器（車いす、介護用ベッド）を無償貸与し、介護世帯の経済的負担と肉体的、精神的労苦の軽減を図り、住み慣れた住宅で適切な生活が営めるよう必要な援助指導を行うことにより、福祉の増進を図っています。

##### ②介護用車両購入費補助

在宅で生活している寝たきり等の高齢者又は身体障がい者等が外出するために必要な車いす仕様等車両の購入又は改造に要する費用の一部を補助しています。今後の実施については検討しながら実施します。

##### <実績>

令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)
補助件数1件	補助件数0件	補助件数1件

##### <見込み>

令和6年度	令和7年度	令和8年度
補助件数1件	補助件数1件	補助件数1件

##### ③寝たきり高齢者出張理・美容サービス

在宅で生活している外出困難な寝たきり高齢者等が衛生的で快適な生活の維持向上を図れるように、出張理容又は美容サービスを継続して実施します。

##### <実績>

令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)
利用件数3件	利用件数1件	利用件数1件

##### <見込み>

令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用件数1件	利用件数1件	利用件数1件

##### ④熱中症計貸与事業

夏季の熱中症予防の普及啓発及び注意喚起を目的に、ひとり暮らし高齢者等に対して、熱中症計を貸与しており、継続して実施します。

##### <実績>

令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)
88件	78件	78件

##### <見込み>

令和6年度	令和7年度	令和8年度
70件	70件	70件

⑤自立支援ヘルパー、自立支援ショートステイの実施

高齢者虐待や認知症等による意思能力の欠如といったケースや介護者が一時的に介護できない場合にヘルパーの派遣やショートステイを利用できるように支援します。

⑥緊急通報装置の設置

ひとり暮らし高齢者等に緊急通報装置を貸与し、館林地区消防組合消防指令室と、電話回線で24時間直通にすることによって、急病、災害等突発的事態が発生したときに迅速かつ正確な救護体制をとることにより、高齢者の生活不安の解消及び人命の安全の確保を図ります。

また、地域包括支援センターや民生委員児童委員が連携し、対象者の把握に努めます。

<実績>

令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)
130件	113件	113件

<見込み>

令和6年度	令和7年度	令和8年度
113件	113件	113件

⑦リフト車の貸し出し

車いすを必要とする高齢者等の通院や買い物等日常生活の利便性を図るとともに、行事やレクリエーション等に積極的に参加する機会を確保することを目的として、移動が困難な高齢者等を対象に、車いすごと乗車できるリフト車を無料で貸し出します。

⑧敬老祝金の支給

町内在住の77歳(喜寿)、88歳(米寿)の方に祝金を贈ります。また、100歳(百寿)の方に祝金、慶祝上、記念品を贈ります。

<実績>

令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)
77歳 128人、88歳 69人 100歳 5人	77歳 105人、88歳 57人 100歳 5人	77歳 189人、88歳 54人 100歳 5人

<見込み>

令和6年度	令和7年度	令和8年度
77歳 186人、88歳 56人 100歳 5人	77歳 215人、88歳 70人 100歳 8人	77歳 208人、88歳 66人 100歳 5人

## 施策4 高齢者を守る地域づくりの推進

---

高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加が見込まれるなか、高齢者の地域での「暮らし」と「自立した生活」を支援するため、生活支援サービス、地域の安全・安心活動を地域の高齢者の実情を踏まえて充実を図り、地域で暮らせる環境づくりを進めます。

---

### (1)暮らしを支える福祉サービス・地域活動の推進

#### ①あんしん福祉サービス事業

多様化かつ増大する福祉ニーズに対応するため、住民の参加と協力により相互扶助を積極的に推進し、在宅で日常生活上の支援を必要とする高齢者や障がい者(児)、妊産婦等に対して生活支援サービスの提供を行い、地域住民がお互いに支え合い、誰もが安心して生活を営むことができる豊かで住みやすい地域社会づくりに資することを目的に実施しています。

#### ②高齢者見守り活動の推進

民生委員児童委員などを中心に、他の事業と連携しながら、高齢者の見守り活動を実施しています。

#### ③社会福祉協議会活動の活性化

社会福祉法第109条の規定により、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業を行います。

#### ④交通安全の推進

通行危険箇所へのカーブミラーの設置、交通事故多発地点における道路標示や標識等の交通安全施設を設置しています。今後も外側線の更新、見通しの悪い交差点などにカーブミラーなどの新設・更新・改良を行うほか、交通関係団体と協力して啓発を行い、交通環境の改善に努めます。また、町広報や交通安全団体を通じ、高齢者の意識啓発を推進します。

＜実績＞

令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)
外側線の更新やカーブミラーの更新・改良を行い、交通事故の起きにくい環境へ維持・改善を実施。 毎週月曜日・交通安全運動期間中などに車両広報を行い、交通安全の啓発を図っている。	外側線の更新やカーブミラーの更新・改良を行い、交通事故の起きにくい環境へ維持・改善を実施。 毎週月曜日・交通安全運動期間中などに車両広報を行い、交通安全の啓発を図っている。	外側線の更新やカーブミラーの更新・改良を行い、交通事故の起きにくい環境へ維持・改善を実施。 毎週月曜日・交通安全運動期間中などに車両広報を行い、交通安全の啓発を図っている。

＜見込み＞

令和6年度	令和7年度	令和8年度
外側線の更新やカーブミラーの更新・改良を行い、交通事故の起きにくい環境へ維持・改善を実施。 毎週月曜日・交通安全運動期間中などに車両広報を行い、交通安全の啓発を図っている。	外側線の更新やカーブミラーの更新・改良を行い、交通事故の起きにくい環境へ維持・改善を実施。 毎週月曜日・交通安全運動期間中などに車両広報を行い、交通安全の啓発を図っている。	外側線の更新やカーブミラーの更新・改良を行い、交通事故の起きにくい環境へ維持・改善を実施。 毎週月曜日・交通安全運動期間中などに車両広報を行い、交通安全の啓発を図っている。

⑤防災体制の充実

地域防災計画に基づき、災害時要支援者対策を推進します。また、避難所、福祉避難所避難のタイミングについて住民に周知するとともに、感染症対策を踏まえた避難所の開設、運営に努めます。

＜実績＞

令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)
はーとふるカレンダーにて地震時・風水害時における避難行動の情報提供を実施。 ・避難所の感染対策備品購入を実施 ・町内の全災害時要配慮者施設において避難確保計画の策定済	はーとふるカレンダーにて地震時・風水害時における避難行動の情報提供を実施。 ・避難所の感染対策備品購入を実施 ・町内の全災害時要配慮者施設において避難確保計画の策定済	はーとふるカレンダーにて地震時・風水害時における避難行動の情報提供を実施。 ・町内の全災害時要配慮者施設において避難確保計画の策定済

＜見込み＞

令和6年度	令和7年度	令和8年度
はーとふるカレンダーにて地震時・風水害時における避難行動の情報提供を実施。 ・町内の全災害時要配慮者施設において避難確保計画の策定済	はーとふるカレンダーにて地震時・風水害時における避難行動の情報提供を実施。 ・町内の全災害時要配慮者施設において避難確保計画の策定済	はーとふるカレンダーにて地震時・風水害時における避難行動の情報提供を実施。 ・町内の全災害時要配慮者施設において避難確保計画の策定済

## ⑥救急医療情報キットの配布

ひとり暮らし高齢者等に対し、かかりつけ医療機関や持病等の救急時に必要な情報を保管する救急医療情報キットを配布し、緊急時の備えとして活用を促進します。

### <実績>

令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)
41件	13件	13件

### <見込み>

令和6年度	令和7年度	令和8年度
10件	10件	10件

## ⑦空家等バンクを活用した空家対策の推進

ひとり暮らし高齢者等の方が親族との同居等のため転居したことにより、それまで住んでいた家が空家となるケースがあります。こうして生まれた空家について、所有者(管理者)が他者への売却・賃貸を希望する場合には、町空家等バンク制度を活用した支援を行います。

### <実績>

令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)
9月より空家等バンクを開始。 町広報紙、ホームページにより制度を周知。	町広報紙、ホームページ、固定資産税納税通知書に同封したチラシにより制度を周知。 利用登録1件	町広報紙、ホームページ、固定資産税納税通知書に同封したチラシにより制度を周知。 利用登録1件(令和5年9月末時点)

### <見込み>

令和6年度	令和7年度	令和8年度
町広報紙、ホームページ、固定資産税納税通知書に同封したチラシにより制度を周知。	町広報紙、ホームページ、固定資産税納税通知書に同封したチラシにより制度を周知。	町広報紙、ホームページ、固定資産税納税通知書に同封したチラシにより制度を周知。

## ⑧生活安全活動の推進

高齢者を狙った悪質商法や特殊詐欺による被害を防止するため、警察や消費生活センター等の関係機関と連携し、被害情報の提供、被害防止のための知識の普及啓発を行うとともに、万一被害に遭った場合の被害者支援に努めます。また、町広報紙やホームページ、パンフレット等を活用し、被害防止に資する情報の普及啓発や注意喚起に努めます。

### <実績>

令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察からの情報紙「ちよだのまもり」を回覧及び安全安心メールによる情報提供を実施</li> <li>・特殊詐欺対策機器等購入費補助金の実施</li> <li>・消費生活センター相談件数372件(うち千代田町42件)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察からの情報紙「ちよだのまもり」を回覧及び安全安心メールによる情報提供を実施</li> <li>・特殊詐欺対策機器等購入費補助金の実施</li> <li>・消費生活センター相談件数411件(うち千代田町38件)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察からの情報紙「ちよだのまもり」を回覧及び安全安心メールによる情報提供を実施</li> <li>・特殊詐欺対策機器等購入費補助金の実施</li> <li>・消費生活センター相談件数見込み400件(うち千代田町40件)</li> </ul>

### <見込み>

令和6年度	令和7年度	令和8年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察からの情報紙「ちよだのまもり」を回覧及び安全安心メールによる情報提供を実施</li> <li>・特殊詐欺対策機器等購入費補助金の実施</li> <li>・消費生活センター相談件数見込み400件(うち千代田町40件)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察からの情報紙「ちよだのまもり」を回覧及び安全安心メールによる情報提供を実施</li> <li>・特殊詐欺対策機器等購入費補助金の実施</li> <li>・消費生活センター相談件数見込み400件(うち千代田町40件)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察からの情報紙「ちよだのまもり」を回覧及び安全安心メールによる情報提供を実施</li> <li>・特殊詐欺対策機器等購入費補助金の実施</li> <li>・消費生活センター相談件数見込み400件(うち千代田町40件)</li> </ul>

## 基本目標 3 介護保険サービスの充実と制度の円滑な運営

### 施策 1 介護保険制度の円滑な運営

#### (1) 適正な要介護認定と介護保険サービス事業所等との連携

##### ① 要介護認定の適正化

要介護認定の公正、公平性を確保するため、研修や情報交換を通じて認定調査員に必要な知識・技能の習得を促すとともに、認定審査会における審査判定の適正化・平準化を目指し、委員の共通認識の確立と審査判定の技能向上を図ります。

##### ② 事業者間の連携・調整

利用者にとって望ましいサービス提供を実現するため、事業者実地指導の実施や、地域密着型サービス事業所の運営推進会議への参加等を通じて、事業者との情報共有のほか、事業者相互の情報交換や連携を促進します。

また、各種サービスを効果的・効率的に提供するため、高齢者の人権やプライバシーに配慮しながら、各事業者との連携、事業者間調整を図ります。

##### ③ 近隣市町との連携

介護保険サービスは、市町村の枠を越えて利用されることから、サービス基盤の充実やサービスの向上について近隣市町との情報交換や調整などに努めます。

また、各市町村単位の利用を基本とする地域密着型サービスの相互利用を含め、さらなるサービスの充実に向けて広域連携の強化を図ります。

#### (2) 介護保険給付適正化の推進(介護保険適正化計画)

認定調査員等の研修や情報交換体制を充実するとともに、事業者指導体制の強化やケアプランの抽出チェック等により、介護給付費の適正化を図ります。

介護給付等費用適正化事業(地域支援事業の任意事業)として、要介護認定・ケアマネジメント・介護報酬請求の各分野において効果があると見込まれる①認定調査状況チェック、②ケアプランの点検、③医療情報との突合等を実施し、介護請求に関する介護給付費通知等の各種データを点検して不要なサービス提供等が行われないよう適正管理を図ります。

また、地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所の指導監督の適正な実施に努めます。

## 施策2 介護保険サービス量の見込みと介護保険料の設定

実績(令和3年度～令和5年度)は介護保険事業状況報告年報より月平均を算出しており、令和5年度は9月月報分の実績から月平均を算出しています。見込み(令和6年度～令和8年度)は厚生労働省見える化システムより算出しています。

### (1)居宅(介護予防)サービスの利用状況・見込み

#### ①訪問介護

訪問介護員(ホームヘルパー)等が居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の援助・相談を行います。通院時の乗降介助なども利用できます。要支援認定者の訪問介護は地域支援事業で実施しています。

#### <第8期計画・実績>

介護給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人/月)	52	49	53	59	55	66
利用回数(回/月)	947	792	956	772	1,002	940
給付費(千円)	33,390	25,000	33,673	25,714	35,299	32,925

※給付実績の利用人数・回数については、令和3・4年度は介護保険事業状況報告年報を月平均に、令和5年度は10月月報までを月平均に換算しており、給付費は年度分を示している。(以下同様)

#### <第9期計画の見込み>

介護給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人/月)	69	71	72
利用回数(回/月)	972	1,025	1,038
給付費(千円)	34,818	36,917	37,336

#### ②訪問入浴介護/介護予防訪問入浴介護

要支援者・要介護者の自宅を入浴車で訪問し、移動浴槽を使用して入浴介助を行います。

介護予防訪問入浴介護の利用はないものと見込みます。

#### <第8期計画・実績>

介護給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人/月)	4	3	4	4	4	2
利用回数(回/月)	23	13	23	18	23	9
給付費(千円)	3,311	1,923	3,313	2,671	3,313	1,301

予防給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人/月)	1	0	1	0	1	0
利用回数(回/月)	4	0	4	0	4	0
給付費(千円)	392	0	392	0	392	0

＜第9期計画の見込み＞

介護給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人/月)	3	4	4
利用回数(回/月)	16	20	20
給付費(千円)	2,332	2,971	2,971

予防給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人/月)	0	0	0
利用回数(回/月)	0	0	0
給付費(千円)	0	0	0

③訪問看護／介護予防訪問看護

訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が、要支援者・要介護者の自宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

＜第8期計画・実績＞

介護給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人/月)	20	20	20	32	21	27
利用回数(回/月)	231	242	231	341	244	378
給付費(千円)	10,536	11,547	10,542	17,734	11,169	17,813

予防給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人/月)	5	5	5	9	5	7
利用回数(回/月)	49	50	49	62	49	60
給付費(千円)	1,787	1,834	1,788	2,507	1,788	2,408

＜第9期計画の見込み＞

介護給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人/月)	34	35	35
利用回数(回/月)	412	423	423
給付費(千円)	20,161	20,684	20,684

予防給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人/月)	11	11	11
利用回数(回/月)	88	88	88
給付費(千円)	3,612	3,617	3,617

④訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

病院・診療所及び介護老人保健施設の理学療法士又は作業療法士が、要支援者・要介護者の自宅を訪問して、訪問リハビリテーション計画の下でリハビリテーションを行います。

介護予防訪問リハビリテーションの利用はないものと見込みます。

＜第8期計画・実績＞

介護給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人／月)	1	2	1	2	1	0
利用回数(人／月)	8	17	8	23	8	0
給付費(千円)	271	552	272	771	272	0

予防給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人／月)	0	0	0	0	0	0
利用回数(人／月)	0	0	0	0	0	0
給付費(千円)	0	0	0	0	0	0

＜第9期計画の見込み＞

介護給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人／月)	2	2	2
利用回数(人／月)	19	19	19
給付費(千円)	689	690	690

予防給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人／月)	0	0	0
給付費(千円)	0	0	0

⑤居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

病院・診療所又は薬局の医師・歯科医師・薬剤師・歯科衛生士・管理栄養士等が、要支援者・要介護者の自宅を訪問して療養上の管理・指導等を行います。

＜第8期計画・実績＞

介護給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人／月)	28	27	30	32	30	28
給付費(千円)	2,851	3,229	3,062	3,981	3,062	3,273

予防給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人／月)	1	3	1	3	1	2
給付費(千円)	50	411	50	286	50	166

＜第9期計画の見込み＞

介護給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人/月)	34	35	36
給付費(千円)	4,042	4,188	4,319

予防給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人/月)	3	3	3
給付費(千円)	253	253	253

⑥通所介護(デイサービス)

要介護者が日帰りで介護施設に通い、入浴や食事の提供とこれらに伴う介護・生活等に関する相談・助言、健康状態の確認や機能訓練を行います。要支援認定者の通所介護は地域支援事業で実施しています。

＜第8期計画・実績＞

介護給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人/月)	147	151	152	159	157	169
利用回数(回/月)	1,924	2,022	1,991	2,135	2,058	2,135
給付費(千円)	189,937	198,532	197,108	212,839	204,174	217,243

＜第9期計画の見込み＞

介護給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人/月)	165	167	170
利用回数(回/月)	2,105	2,123	2,164
給付費(千円)	218,592	220,251	224,649

⑦通所リハビリテーション(デイケア)／介護予防通所リハビリテーション

要支援者・要介護者が日帰りで介護施設に通い、入浴や食事の提供や心身の機能の維持回復を図るため理学療法、作業療法等のリハビリテーションを行います。

＜第8期計画・実績＞

介護給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人/月)	12	16	12	15	13	16
利用回数(回/月)	87	145	87	139	94	142
給付費(千円)	9,613	15,025	9,619	15,006	10,492	15,602

予防給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人/月)	3	2	3	4	3	2
給付費(千円)	1,483	815	1,484	1,545	1,484	589

＜第9期計画の見込み＞

介護給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人/月)	18	18	18
利用日数(日/月)	158	158	158
給付費(千円)	17,652	17,674	17,674

予防給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人/月)	1	1	1
給付費(千円)	257	257	257

⑧短期入所生活介護(ショートステイ)／介護予防短期入所生活介護

要支援者・要介護者が介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

＜第8期計画・実績＞

介護給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人/月)	46	41	48	45	52	57
利用回数(日/月)	776	816	809	947	868	1,148
給付費(千円)	75,104	79,608	78,175	90,271	83,771	111,756

予防給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人/月)	1	1	1	0	1	0
利用回数(日/月)	0	3	0	0	0	0
給付費(千円)	0	302	0	18	0	0

＜第9期計画の見込み＞

介護給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人/月)	51	53	54
利用日数(日/月)	886	930	944
給付費(千円)	86,848	91,886	93,073

予防給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人/月)	1	1	1
利用日数(日/月)	4	4	4
給付費(千円)	251	251	251

⑨短期入所療養介護(ショートステイ)／介護予防短期入所療養介護

要支援者・要介護者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所して、医療管理の下で看護・介護・機能訓練等の必要な医療や日常生活上の援助を行います。介護予防短期入所療養介護の利用はないものと見込みます。

＜第8期計画・実績＞

介護給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人/月)	1	0	1	0	2	0
利用回数(日/月)	6	9	6	0	11	0
給付費(千円)	704	1,078	705	35	1,410	0

予防給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人/月)	0	0	0	0	0	0
利用回数(日/月)	0	0	0	0	0	0
給付費(千円)	0	0	0	0	0	0

＜第9期計画の見込み＞

介護給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人/月)	1	1	1
利用日数(日/月)	5	5	5
給付費(千円)	604	604	604

予防給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人/月)	0	0	0
利用日数(日/月)	0	0	0
給付費(千円)	0	0	0

⑩福祉用具貸与/介護予防福祉用具貸与

要支援者・要介護者に対して、日常生活上の便宜を図るための福祉用具や、機能訓練のための福祉用具を貸与します。

＜第8期計画・実績＞

介護給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人/月)	123	128	127	132	130	146
給付費(千円)	22,727	21,943	23,434	21,856	23,712	22,749

予防給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人/月)	22	22	22	26	22	28
給付費(千円)	1,924	2,028	1,924	2,445	1,924	2,391

＜第9期計画の見込み＞

介護給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人/月)	151	153	156
給付費(千円)	25,145	25,314	25,868

予防給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人/月)	22	23	23
給付費(千円)	1,987	2,095	2,095

⑪特定福祉用具購入費／特定介護予防福祉用具購入費

要支援者・要介護者が、福祉用具貸与になじまない特定の福祉用具(入浴用品や排せつ用品)の購入する費用について、一定額を補助します。

<第8期計画・実績>

介護給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人/月)	3	1	3	2	3	1
給付費(千円)	1,092	335	1,092	638	1,092	394

予防給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人/月)	2	0	2	0	2	0
給付費(千円)	935	33	935	40	935	0

<第9期計画の見込み>

介護給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人/月)	3	3	3
給付費(千円)	1,063	1,063	1,063

予防給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人/月)	1	1	1
給付費(千円)	315	315	315

⑫住宅改修／介護予防住宅改修

要支援者・要介護者に対して、高齢者の基本的な生活環境の改善を目的とする、手すりの取り付けや段差解消等、小規模な住宅改修を対象とした住宅改修費に対する給付を行います。

<第8期計画・実績>

介護給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人/月)	3	1	3	2	3	2
給付費(千円)	4,272	1,651	4,272	2,249	4,272	2,363

予防給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人/月)	1	0	1	0	1	0
給付費(千円)	960	646	960	337	960	0

＜第9期計画の見込み＞

介護給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人/月)	2	2	2
給付費(千円)	2,820	2,820	2,820

予防給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人/月)	1	1	1
給付費(千円)	1,017	1,017	1,017

⑬特定施設入居者生活介護/介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム・軽費老人ホームに入居している要支援者・要介護者に対して提供される、入浴・排せつ・食事等の介護その他日常生活上の世話、療養上の世話等を行います。

＜第8期計画・実績＞

介護給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人/月)	9	4	9	4	9	2
給付費(千円)	21,356	9,229	21,368	8,741	21,888	5,232

予防給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人/月)	0	1	0	1	0	1
給付費(千円)	0	741	0	731	0	757

＜第9期計画の見込み＞

介護給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人/月)	3	3	3
給付費(千円)	7,666	7,675	7,675

予防給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人/月)	1	1	1
給付費(千円)	768	769	769

⑭居宅介護支援／介護予防支援

要支援・要介護の認定を受けた方が、より自分に合ったサービスを利用できるよう、介護支援専門員(ケアマネジャー)が介護サービス計画(ケアプラン)を作成します。

＜第8期計画・実績＞

介護給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人／月)	215	235	221	252	223	267
給付費(千円)	31,733	35,923	32,617	38,654	32,729	40,797

予防給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人／月)	29	29	30	35	31	34
給付費(千円)	1,540	1,556	1,594	1,889	1,647	1,837

＜第9期計画の見込み＞

介護給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人／月)	256	258	261
給付費(千円)	39,656	40,022	40,489

予防給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人／月)	37	38	38
給付費(千円)	2,028	2,085	2,085

(2)地域密着型(介護予防)サービスの利用状況・見込み

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

利用者の医療・看護ニーズに迅速かつ的確に対応するため、1日複数回の定期訪問と24時間の随時対応を組み合わせて、訪問介護と訪問看護のサービスを一体的に提供するサービスです。当該サービスの事業所が町内にないこと、利用者がみられないことから、本計画期間の利用は見込まないこととします。

②夜間対応型訪問介護

夜間を含め24時間安心して生活できるように、夜間の定期巡回訪問、通報による訪問介護サービスを提供します。当該サービスの事業所が町内にないこと、利用者がみられないことから、本計画期間の利用は見込まないこととします。

③認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

認知症であっても日常生活動作において自立している要支援者・要介護者がデイサービスセンター等に通り、入浴や食事の提供とこれに伴う介護・生活等に関する相談・助言、健康状態の確認と機能訓練を受けるサービスです。

＜第8期計画・実績＞

介護給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人／月)	7	1	7	0	9	0
利用回数(回／月)	115	9	115	0	148	0
給付費(千円)	14,703	1,247	14,711	0	18,813	0

予防給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人／月)	0	0	0	0	0	0
利用回数(回／月)	0	0	0	0	0	0
給付費(千円)	0	0	0	0	0	0

＜第9期計画の見込み＞

介護給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人／月)	0	0	0
利用回数(回／月)	0	0	0
給付費(千円)	0	0	0

予防給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人／月)	0	0	0
利用回数(回／月)	0	0	0
給付費(千円)	0	0	0

④小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

要支援者・要介護者が「通り」を中心として、利用者の様態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを提供することで、在宅での生活継続を支援するサービスです。

＜第8期計画・実績＞

介護給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人／月)	0	0	0	0	5	0
給付費(千円)	0	230	0	0	12,970	0

予防給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人／月)	1	0	1	0	1	0
給付費(千円)	555	0	555	0	555	0

＜第9期計画の見込み＞

介護給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人/月)	0	0	0
給付費(千円)	0	0	0

予防給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人/月)	0	0	0
給付費(千円)	0	0	0

⑤地域密着型通所介護

利用定員18人以下の小規模な事業所が提供する通所介護サービスであり、要介護者が日帰りで介護施設に通い、入浴や食事の提供とこれらに伴う介護・生活等に関する相談・助言、健康状態の確認や機能訓練を受けるサービスです。

＜第8期計画・実績＞

介護給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人/月)	4	4	4	2	4	0
利用回数(回/月)	38	56	38	20	38	0
給付費(千円)	3,799	5,150	3,801	1,673	3,801	0

＜第9期計画の見込み＞

介護給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人/月)	2	2	2
利用回数(回/月)	20	20	20
給付費(千円)	2,026	2,029	2,029

⑥認知症対応型共同生活介護(グループホーム)／介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の要支援者・要介護者がグループホームに入居し、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練などを受けるサービスです。

認知症のある高齢者の増加を踏まえ、計画期間にグループホームの確保を目指し、令和6～8年度で7人の利用を見込みます。

＜第8期計画・実績＞

介護給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人/月)	4	4	13	6	15	6
給付費(千円)	12,828	12,082	41,605	19,014	48,083	19,250

予防給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人/月)	0	0	0	0	0	0
給付費(千円)	0	0	0	0	0	0

＜第9期計画の見込み＞

介護給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人/月)	7	7	7
給付費(千円)	22,739	22,767	22,767

予防給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人/月)	0	0	0
給付費(千円)	0	0	0

⑦地域密着型特定施設入居者生活介護

小規模な介護専用の有料老人ホームその他の施設に入居している要介護者に、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の世話及び機能訓練などを行うサービスです。

町内に当該施設はなく、利用がみられないことから、計画期間の利用は見込みません。

⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

小規模な特別養護老人ホームで、入所者に、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の世話及び健康管理などのサービスを提供する施設です。

町内に当該施設はないものの、利用者がみられることから、本計画期間は同数の利用を見込み、利用状況の把握等に努めます。

＜第8期計画・実績＞

介護給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人/月)	1	1	1	1	1	1
給付費(千円)	3,559	3,283	3,561	3,854	3,561	3,640

＜第9期計画の見込み＞

介護給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人/月)	1	1	1
給付費(千円)	3,692	3,696	3,696

⑨看護小規模多機能型居宅介護

要介護度が高く、医療ニーズの高い利用者に柔軟に対応するため、小規模多機能型居宅介護と訪問看護等の複数のサービスを組み合わせて提供する複合型事業所において、看護と介護サービスを一体的に提供するサービスです。

事業所が町内になく、利用がみられないことから、本計画期間の利用は見込みません。

### (3)施設サービスの利用状況・見込み

#### 第9期計画期間の必要利用定員数

令和6年度からの第9期計画期間における、町内の介護保険施設等の必要利用定員数は以下のとおりです。

(人)

サービス名	整備状況	必要利用定員数		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
<b>施設サービス</b>				
介護老人福祉施設	140	140	140	140
介護老人保健施設	0	0	0	0
介護医療院	0	0	0	0
<b>地域密着型サービス</b>				
認知症対応型共同生活介護	18	18	18	18
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0

#### ①介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

介護老人福祉施設は、特別養護老人ホームのことであり、寝たきりや認知症のために常時介護を必要とする高齢者で、自宅での生活が困難な方に、生活全般の介護を行う施設です。

#### <第8期計画・実績>

介護給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人/月)	90	79	92	73	95	74
給付費(千円)	278,441	240,310	284,735	235,898	294,742	238,292

#### <第9期計画の見込み>

介護給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人/月)	74	75	75
給付費(千円)	239,391	243,212	243,212

## ②介護老人保健施設

在宅復帰を目指して、医療ケアと生活サービスを一体的に提供する施設です。病状が安定期にあり、入院治療の必要はないものの、リハビリテーション等を必要とする要介護者を対象としています。

### <第8期計画・実績>

介護給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人/月)	21	19	21	17	21	20
給付費(千円)	65,806	62,750	65,843	56,106	66,232	68,088

### <第9期計画の見込み>

介護給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人/月)	22	22	22
給付費(千円)	76,024	76,120	76,120

## ③介護医療院(介護療養型医療施設)

「医療」「介護」「生活支援」の機能に加え、「住まい」の機能を持った長期療養を目的とした施設で、日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れや、看取り・ターミナル等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えたサービスを行います。介護療養型医療施設は令和6年3月31日で廃止されることから利用を見込みません。

### <第8期計画・実績>

介護医療院	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人/月)	1	1	1	1	11	0
給付費(千円)	5,462	4,506	5,465	4,662	56,195	0

介護療養型医療施設	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人/月)	10	8	10	6	0	4
給付費(千円)	49,940	32,562	49,968	21,944	56,195	15,906

### <第9期計画の見込み>

介護医療院	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人/月)	0	0	0
給付費(千円)	0	0	0

#### (4) 介護保険事業費と介護保険料の算定

##### ① 保険サービス給付費の推計

各サービスの見込み量に基づく、第9期計画期間中のサービス給付費は次のとおりに見込まれます。

##### ■ 計画期間の介護予防サービス見込額

(千円)

	第9期			令和22年度 (参考)
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	
(1) 介護予防サービス				
① 介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
② 介護予防訪問看護	3,612	3,617	3,617	3,617
③ 介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0	0
④ 介護予防居宅療養管理指導	253	253	253	253
⑤ 介護予防通所リハビリテーション	257	257	257	257
⑥ 介護予防短期入所生活介護	251	251	251	251
⑦ 介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0
⑧ 介護予防福祉用具貸与	1,987	2,095	2,095	1,987
⑨ 特定介護予防福祉用具購入費	315	315	315	315
⑩ 介護予防住宅改修費	1,017	1,017	1,017	1,017
⑪ 介護予防特定施設入居者生活介護	768	769	769	769
⑫ 介護予防支援	2,028	2,085	2,085	2,031
(2) 地域密着型介護予防サービス				
① 介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
② 介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
③ 介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
予防給付費計(Ⅰ)	10,488	10,659	10,659	10,497

※千円未満を四捨五入しており、合計が合わない箇所がある。

■ 計画期間の介護保険サービス見込額

(千円)

	第9期			令和22年度 (参考)
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
(1) 居宅サービス				
① 訪問介護	34,818	36,917	37,336	36,091
② 訪問入浴介護	2,332	2,971	2,971	2,971
③ 訪問看護	20,161	20,684	20,684	20,187
④ 訪問リハビリテーション	689	690	690	690
⑤ 居宅療養管理指導	4,042	4,188	4,319	4,188
⑥ 通所介護	218,592	220,251	224,649	218,849
⑦ 通所リハビリテーション	17,652	17,674	17,674	17,674
⑧ 短期入所生活介護	86,848	91,886	93,073	90,847
⑨ 短期入所療養介護	604	604	604	604
⑩ 福祉用具貸与	25,145	25,314	25,868	25,467
⑪ 特定福祉用具購入費	1,063	1,063	1,063	1,063
⑫ 住宅改修費	2,820	2,820	2,820	2,820
⑬ 特定施設入居者生活介護	7,666	7,675	7,675	7,675
⑭ 居宅介護支援	39,656	40,022	40,489	39,528
(2) 地域密着型サービス				
① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0
② 夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
③ 認知症対応型通所介護	0	0	0	0
④ 小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
⑤ 認知症対応型共同生活介護	22,739	22,767	22,767	22,767
⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	3,692	3,696	3,696	3,696
⑧ 看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)	0	0	0	0
⑨ 地域密着型通所介護	2,026	2,029	2,029	2,029
(3) 施設サービス				
① 介護老人福祉施設	239,391	243,212	243,212	249,934
② 介護老人保健施設	76,024	76,120	76,120	76,724
③ 介護医療院	0	0	0	0
介護給付費計(Ⅱ)	805,960	820,583	827,739	823,804

※千円未満を四捨五入しており、合計が合わない箇所がある。

■ 総給付費の推計

(千円)

	第9期			令和22年度 (参考)
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
総給付費(Ⅰ)+(Ⅱ)	816,448	831,242	838,398	834,301

■ 地域支援事業費の推計

(千円)

	第9期			令和22年度 (参考)
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業				
訪問介護相当サービス	4,000	4,100	4,200	3,192
通所介護相当サービス	12,500	12,800	13,000	11,219
通所型サービス A	8,500	8,500	8,500	7,297
介護予防ケアマネジメント	1,800	1,800	1,800	1,983
介護予防把握事業	20	20	20	22
介護予防普及啓発事業	7,500	7,500	7,500	7,712
地域介護予防活動支援事業	400	400	400	330
地域リハビリテーション活動支援事業	200	200	200	165
上記以外の介護予防・日常生活総合事業	100	100	100	110
(2) 包括的支援事業及び任意事業				
包括的支援事業	18,000	18,000	18,000	16,668
任意事業	600	600	600	490
(3) 包括的支援事業(社会保障充実分)				
在宅医療・介護連携推進事業	1,100	1,100	1,100	1,000
生活支援体制整備事業	0	0	0	0
認知症初期集中支援推進事業	0	0	0	0
認知症地域支援・ケア向上事業	150	150	150	100
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	0	0	0	0
地域ケア会議推進事業	30	30	30	20
<b>合 計</b>	<b>54,900</b>	<b>55,300</b>	<b>55,600</b>	<b>50,308</b>

②介護保険給付費・地域支援事業費の推計

第9期計画期間における標準給付費及び地域支援事業費は次のとおりに見込まれます。

■ 介護保険給付費・地域支援事業費の推計

(千円)

	第9期			合計	令和22年度 (参考)
	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
総給付費[A]	816,448	831,242	838,398	2,486,088	834,301
介護予防給付費	10,488	10,659	10,659	31,806	10,497
介護給付費	805,960	820,583	827,739	2,454,282	823,804

特定入所者介護サービス等給付費	31,356	31,335	31,641	94,332	31,101
高額介護サービス費等給付額	18,006	17,996	18,172	54,175	17,830
高額医療合算介護サービス費	2,116	2,112	2,133	6,361	2,128
審査支払手数料	659	658	664	1,981	619
小計[B]	52,137	52,101	52,610	156,848	51,677

標準給付費見込額 [C=A+B]	868,585	883,343	891,008	2,642,936	885,978
---------------------	---------	---------	---------	-----------	---------

介護予防・日常生活支援総合事業費	35,020	35,420	35,720	106,160	32,030
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	18,600	18,600	18,600	55,800	17,158
包括的支援事業(社会保障充実分)	1,280	1,280	1,280	3,840	1,120
地域支援事業費[D]	54,900	55,300	55,600	165,800	50,308

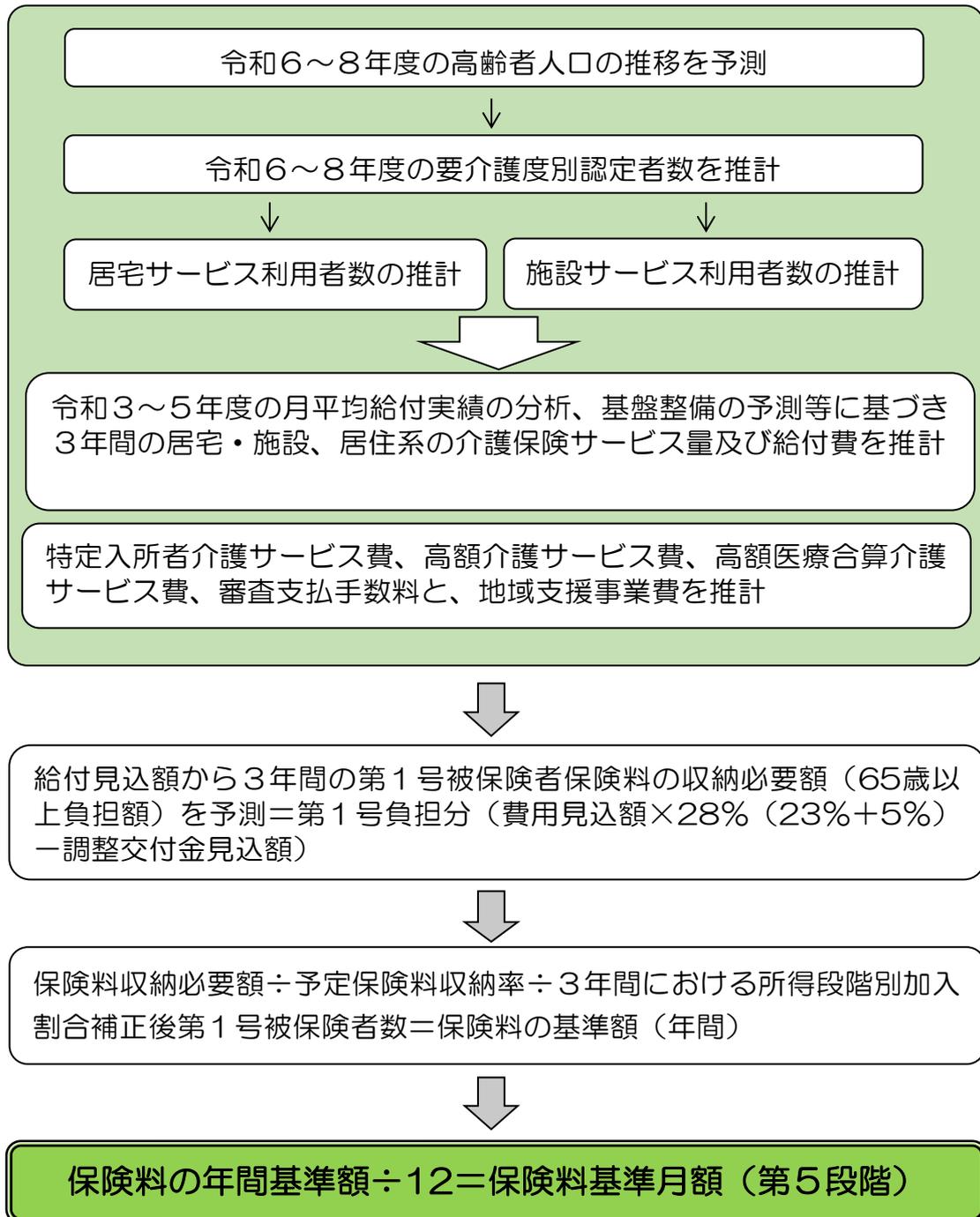
総給付費等 [E=C+D]	923,485	938,643	946,608	2,808,736	936,286
------------------	---------	---------	---------	-----------	---------

※千円未満を四捨五入しており、合計が合わない箇所がある。

### ③第1号被保険者介護保険料の設定

令和3年度から令和5年度までの3年間の実績を踏まえ、令和6～8年度の介護保険給付費を見込み、第1号被保険者が負担する介護保険料を設定します。第9期は、第8期と同様に、第1号被保険者の負担割合が23%、第2号被保険者の負担割合が27%となっています。あわせて、地域支援事業の負担割合などを踏まえて算定します。

#### ■ 介護保険料の算定方法



介護保険サービスは、原則として費用の1割～3割が利用者負担で、残りの概ね9割を公費(国・県・町)と介護保険の加入者(被保険者)の介護保険料で負担しています。

65歳以上の第1号被保険者の介護保険料は、保険者(町)が徴収し、40～64歳で医療保険に加入している第2号被保険者の介護保険料は医療保険者が徴収します。

■ 介護保険サービス給付費等の負担割合

介護保険給付(施設等給付費を除く)

公費			保険料	
町 12.5%	県 12.5%	国※ 25%	第2号被保険者分 27%	第1号被保険者分 23%

※国の負担分(25%)のうち5%は調整交付金として調整される。

介護保険給付(施設等給付費)

公費			保険料	
町 12.5%	県 17.5%	国※ 20%	第2号被保険者分 27%	第1号被保険者分 23%

※国の負担分(25%)のうち5%は調整交付金として調整される。

地域支援事業(介護予防事業)

公費			保険料	
町 12.5%	県 12.5%	国 25%	第2号被保険者分 27%	第1号被保険者分 23%

地域支援事業(包括的支援事業・任意事業)

公費			保険料
町 19.25%	県 19.25%	国 38.5%	第1号被保険者分 23%

第9期計画期間である令和6年から令和8年について、本町におけるサービス給付費とその他サービス給付費、審査支払手数料を合わせた標準給付見込額、地域支援事業費見込額、調整交付金見込額等を加え、保険料収納必要額を積算し、被保険者数から保険料基準額を算出します。

■ 第1号被保険者介護保険料の算定

	第9期(3年間合計)		令和22年度(参考)
標準給付費見込額	2,642,935,725 円		885,978,292 円
地域支援事業費	165,800,000 円		50,308,281 円
合計	2,808,735,725 円		936,286,573 円
第1号被保険者負担分相当額(23%)	646,009,217 円		243,434,509 円
調整交付金相当額	137,454,786 円		45,900,434 円
調整交付金見込交付割合	3年平均	2.12%	6.53%
後期高齢者加入割合補正係数	3年平均	1.1094	0.9279
所得段階別加入割合補正係数	3年平均	1.0144	1.0141
調整交付金見込額	58,166,000 円		59,946,000 円
財政安定化基金拠出金見込額(0%)	0		0
財政安定化基金償還金	0		0
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	0		0
準備基金の残高	195,126,702 円		0
準備基金取崩額	15,600,000 円		0
保険料収納必要額	709,698,003 円		229,388,943 円
予定保険料収納率	97.90%		97.90%
3年間の段階別第1号被保険者数合計  9,977 人	第1段階	1,222 人	400 人
	第2段階	857 人	280 人
	第3段階	782 人	255 人
	第4段階	1,104 人	361 人
	第5段階	1,989 人	650 人
	第6段階	1,909 人	624 人
	第7段階	1,104 人	361 人
	第8段階	579 人	189 人
	第9段階	171 人	56 人
	第10段階	90 人	29 人
	第11段階	51 人	17 人
	第12段階	32 人	10 人
	第13段階	87 人	28 人
所得段階別加入割合補正後被保険者数	10,111 人		3,302 人
保険料基準月額(第5段階)	5,975 円		5,913 円
保険料基準年額(第5段階)	71,700 円		70,956 円

第9期計画期間の介護保険料段階は、本町においても所得に応じた負担となるように標準13段階に設定します。基準月額は5,975円と設定します。また、令和22年度の介護保険料は参考値で月額5,913円と推計されています。

■本計画期間の所得段階・負担割合・介護保険料

段階	対象者	基準所得金額 (合計所得)	基準額に 対する割合	保険料(円)	
				年額	月額
第1段階	生保・老齢福祉 年金受給	80万円以下	×0.455 (×0.285)	32,600 (20,400)	2,717 (1,700)
第2段階	住民税非課税世帯	120万円以下	×0.685 (×0.485)	49,100 (34,700)	4,092 (2,897)
第3段階	住民税非課税世帯	120万円超	×0.69 (×0.685)	49,400 (49,100)	4,117 (4,092)
第4段階	住民税課税世帯で 本人非課税	80万円以下	×0.90	64,500	5,375
第5段階	住民税課税世帯で 本人非課税	80万円超	×1.00	71,700	5,975
第6段階	住民税本人課税	120万円未満	×1.20	86,000	7,167
第7段階	住民税本人課税	210万円未満	×1.30	93,200	7,767
第8段階	住民税本人課税	320万円未満	×1.50	107,500	8,959
第9段階	住民税本人課税	420万円未満	×1.70	121,800	10,150
第10段階	住民税本人課税	520万円未満	×1.90	136,200	11,350
第11段階	住民税本人課税	620万円未満	×2.10	150,500	12,542
第12段階	住民税本人課税	720万円未満	×2.30	164,900	13,742
第13段階	住民税本人課税	720万円以上	×2.40	172,000	14,334

※合計所得は公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額

※第1段階、第2段階、第3段階の( )は公費負担により軽減された割合・金額

※保険料(年額)は100円未満切り捨てで表示している。

---

## 第3章 計画の推進

---

### 1 各種関係機関との連携

庁内の保健・福祉・介護部門の連携強化とともに、介護支援専門員、サービス事業所等との情報共有、サービス向上に向けた研修会の開催など、各種関係機関等との連携を図ります。

また、地域包括支援センターを核に、処遇困難ケースなどの事例検討に加え、介護に係る地域資源の開発や地域課題の解決に向けて、地域ケア会議の充実を図ります。また、在宅医療・介護の連携をはじめ、関係機関同士のネットワークの充実を図ります。

さらには、福祉活動や住民相互の支え合い、地域ボランティア活動の中核として、社会福祉協議会の役割強化を促進します。

### 2 地域との連携

これからの超高齢社会を支えるためには、地域住民の相互理解と協力が不可欠であり、地縁団体である自治会が重要な役割を担っています。地域包括支援センターや社会福祉協議会を中心として、自治会を通じた地域福祉活動の支援に努めます。

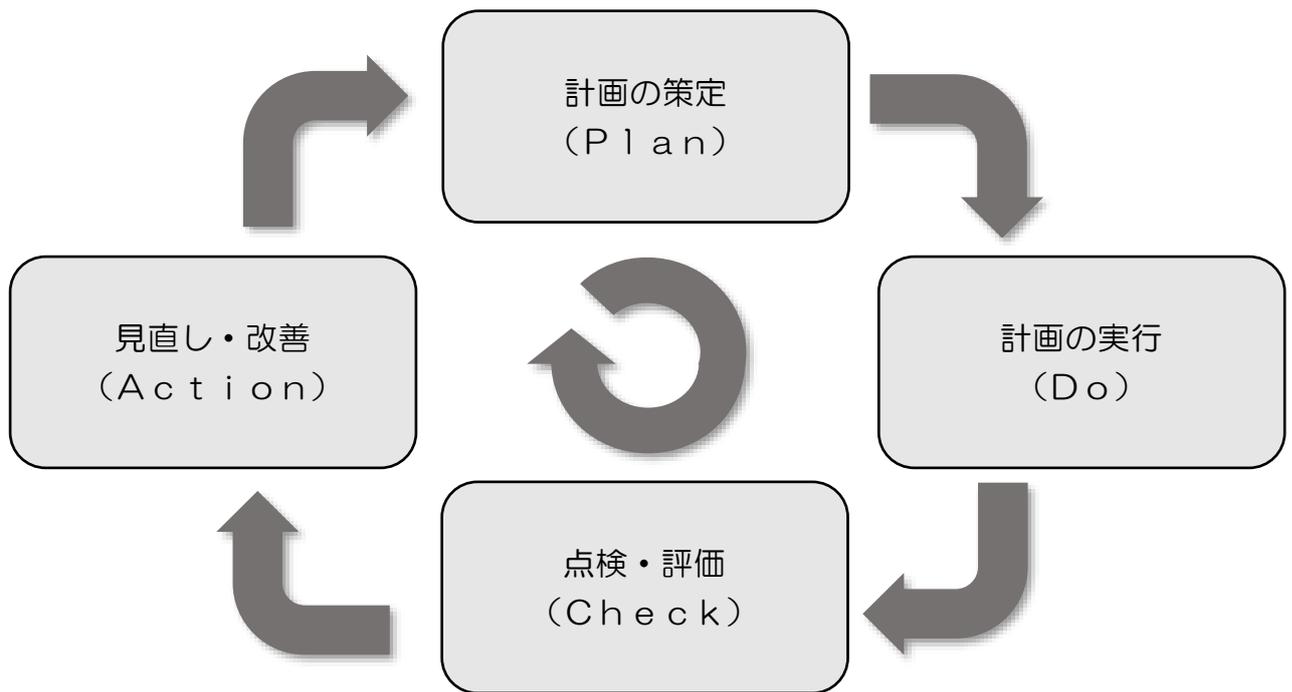
また、住民目線に立った高齢者の見回りや安否確認等を実施する民生委員活動を支援するとともに、地域課題の共有と解決に向けて、自治会、民生委員児童委員、行政が協力して課題解決に努めます。

さらには、地域住民、福祉関係者、事業者、行政等、地域のすべての主体が連携して、地域で高齢者とその家族を支え合う仕組みづくりを推進します。

### 3 計画の進行管理

計画の進行管理にあたっては、PDCAサイクルに沿って行います。計画内容について、千代田町介護保険事業計画等推進協議会において見直し・改善に向けた検討を行います。さらに、推進協議会の検討内容を踏まえ、関係課による見直し・改善を加えた施策の展開を行います。

■ PDCAサイクルに基づく計画の推進イメージ



# 資料編

## 1 千代田町高齢者福祉計画及び千代田町介護保険事業計画策定委員会 設置要綱

令和5年10月20日  
千代田町告示第119号

(目的)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づき、千代田町高齢者福祉計画及び千代田町介護保険事業計画（以下「事業計画」という。）を策定するにあたり、広く意見を求め、重要な事項について審議を行うため、千代田町高齢者福祉計画及び千代田町介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業計画の策定に伴う事業の検討及び意見の集約に関する事項
- (2) その他事業計画の策定に関し町長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議長
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 町福祉関係団体に所属する者
- (4) 保健医療関係者
- (5) 介護保険法に基づく被保険者の代表

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長になる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことはできない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができ、かつ、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、住民福祉課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、事業計画を策定した日をもって、その効力を失う。

## 2 千代田町高齢者福祉計画及び千代田町介護保険事業計画策定委員会 委員名簿

番号	選出区分	氏名	役職名	備考
1	町議会議長	高橋 祐二	町議会議長	
2	識見を有する者	森田 榮	社会福祉協議会長 健康づくり推進協議会長 民生委員児童委員協議会長	委員長
3	福祉関係団体	岩原 茂行	社会福祉法人理事 (介護保険運営協議会委員)	副委員長
4	福祉関係団体	小林 正次	介護保険施設施設長 (介護保険運営協議会副会長)	
5	福祉関係団体	関口 慶輔	特定非営利活動法人理事長 (介護保険運営協議会委員)	
6	保健医療関係者	小西 康二	医師 (介護保険運営協議会委員)	
7	保健医療関係者	福田 英世	歯科医師 (介護保険運営協議会長)	
8	保健医療関係者	松澤 克明	薬剤師 (介護保険運営協議会委員)	
9	被保険者の代表	小林 美奈子	介護保険運営協議会委員	
10	被保険者の代表	加藤 政一	介護保険運営協議会委員	
11	被保険者の代表	山口 しずい	介護保険運営協議会委員	

## 3 策定経過

年月日	内容等
令和5年9月下旬～10月上旬	介護予防・日常生活ニーズ調査、在宅介護実態調査の実施
令和6年1月5日	第1回千代田町高齢者福祉計画及び千代田町介護保険事業計画策定委員会
令和6年2月15日	第2回千代田町高齢者福祉計画及び千代田町介護保険事業計画策定委員会
令和6年2月22日～3月22日	パブリックコメントの実施
令和6年3月28日	第3回千代田町高齢者福祉計画及び千代田町介護保険事業計画策定委員会 ・計画の確定案について

---

# 千代田町第9期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画 —令和6～8年度—

発行年月：令和6（2024）年3月

発行者：千代田町役場

編集：住民福祉課介護保険係

〒370-0598 群馬県邑楽郡千代田町大字赤岩 1895-1

TEL：0276-86-7000（直通） FAX：0276-86-5400

---